

かわさき市民オンブズマン
2001 年度活動報告
資 料 集

2002 年 5 月刊

資料集の内容

南伊豆保養所用地公判関係	1～35
横浜地裁判決抜粋	2
東京高裁判決抜粋	17
南伊豆保養所用地買受差止裁判「上告断念」にあたってのコメント	27
川崎市長への申入書と回答	30
市議会議長・会派代表者等への申入書と回答	34
F A Z と K C T 関係	36～48
F A Z 監査請求	38
監査公表全文	40
いすゞ高専跡地鑑定書公判関係	49～61
声明	50
東京高裁判決抜粋	52
弁護士費用訴訟関係	62
阿部新市長への要請書関係	63～68
要請書	63
回答	66
第6回全国情報公開度ランキング	69～74

'01.5.17

「高い買い物実証された」

判決後、会見をする原告団



川崎の土地買い取り差し止め勝訴

「自治体の無駄な土地購入に一石を投じる重要な判決」——。16日、原告の「かわさき市民オンブズマン」が全面勝訴した川崎市の保養所用地高値買取り差し止め訴訟。横浜地裁の岡光民雄裁

原告側 虐止めできたと評価

判長は、同市土地開発公社の取得額約6億2000万円を「一般取引通念に照らして著しく高額」と断じ、市の価格での買取りに歴止めをかけた。市の調べで、同公社が抱える塩瀬け土地は約1800億円（00年3月末現在、金額換算）にのぼるとみられ、市は抜本的な対策を迫られるところとなる。

【和田明美、川久保美紀】

訴訟から3年。裁判所の下した判断は、判決後、会見を行った同オンブズマンの代表幹事は、「長かったが達成感がある。市が高い買い物をしたということが実証され、市

に対して警鐘を鳴らすことができた。訴えが全面的に認められ、判決には満足している」と笑顔を見せた。

原告訴から3年。裁判所の下した判断は、判決後、会見を行った同オンブズマンの代表幹事は、「長いが達成感がある。市が高い買い物をしたといふことが実証され、市

に対する警鐘を鳴らすことによって、訴えが全面的に認められ、判決には満足している」と笑顔を見せた。一方、判決を受け、大きい」と判決を評価した。

同市には保養所が既に3カ所あるが、市が97年度に実施したアンケートによると、既設の保養所による「既設の保養所は、市が購入しようとしたが達成感がある。市が高い買い物をしたといふことが実証され、市

は、「市の主張が認められた。一方、判決を受け、大変残念に思う。被告の高橋清・同市長は、「市の主張が認められず、大変残念に思う。今後については、訴訟代理人とも協議して控訴するかどうかの判断をしたい」とコメントを発表した。

平成13年5月16日判決言渡 同日判決原本領收 裁判所書記官菊池恒夫

平成10年第20号 土地買受差止住民訴訟

(口頭弁論終結日 平成12年10月4日)

判 決

川崎市川崎区砂子1-10-2ソシオ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所内

原 告	かわさき市民オンブズマン
同 代表者 代表幹事	篠 原 義 仁
同	奥 田 久 仁 夫
同	江 口 武 正

川崎市麻生区王禅寺663-177

原 告	黒 田 達 郎
-----	---------

川崎市川崎区出来野4-2

原 告	佐々木 玲 吉
-----	---------

川崎市中原区苅宿38

原 告	清 水 芳 治
同原告ら訴訟代理人弁護士	篠 原 義 仁
同	渡 辺 登 美 子
同	内 藤 真 子
同	根 本 衛 一
同	杉 井 孔 巍
同	児 嶋 初 子
同	岩 村 智 文
同	西 村 隆 雄

同	藤	田	温	久
同	三	嶋		健
同	大	川	隆	司
同	森	田		明
川崎市川崎区宮本町1番地				
被 告	川	崎	市	長
	高	橋		清
同訴訟代理人弁護士	石	津	廣	司
同 指 定 代 理 人	杉	田	幸	雄
同	富	澤	信	雄
同	持	地		昭
同	布	目	信	之

主 文

- 1 被告は、川崎市が川崎市土地開発公社から3億9410万円を超える金額並びにこれに対する平成8年12月9日から取得時までの利息及び事務費を加算した金額をもって別紙物件目録記載1ないし26の各土地を取得する旨の契約を締結してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の内容

1 概要

本件は、川崎市（以下「市」ということがある。）が、川崎市土地開発公社

ら、仮にそれが客観的に判断される適正価格に比して高額なものであっても、その鑑定評価に従って取得価格が決定されている以上、取得は、合理的理由があり、適法である。

市は、公社に対し、大澤鑑定に基づいて、公社購入価格を指定した上で、公社購入価格に利息と事務費等を加算して市の取得価格とすることにして、本件土地の先行取得を依頼している。したがって、市としては公社購入価格を基に積算した価格で公社より買い入れる信義則上の義務を負っている。仮に公社から取得しないとすれば、市は公社に社会通念上看過することのできない積極的損害を与えることになるのであって、その損害を補償しなければならない。

したがって、市が、公社から公社購入価格を基礎にして本件土地を取得することには合理的理由があり、取得は適法である。

第3 当裁判所の判断（証拠により直接認定する事実は、当該事実の前後に適宜、主な証拠を略記する。争いのない事実及び一度認定した事実は、原則としてその旨を断らない。）

1 本件土地取得の適否についての判断基準

（1）地方公共団体による土地取得における内部的な規律の有無・程度

地方公共団体が土地を取得する場合に、取得するかどうか、また、取得する場合における対価の決定方法等について、私人が購入する場合とは異なるた団体内部における格別の手続を定めた規定はない（ただし、後記(3)参照）。

そうすると、地方公共団体が土地を取得する場合のその是非、価格等についての団体内部の意思決定に係る判断は、当該団体の長の権限（地自法138条の2、147条）に属する事項として、その裁量に委ねられていると解される。そして、土地の取引価格は、社会的、経済的な要因に由来する複雑多岐な要素に制約され、とりわけ当該取引における両当事者の個別的、主観的な事情等の個別の条件に影響される性質がある。そうすると、地方公共団

体が土地を取得する場合におけるその対価の決定については、当該団体の長に認められる裁量の範囲は、売主の意向、団体における取得の必要性の程度等を踏まえ、ある程度広範なものとなると解される。

(2) 取得についての地自法2条13項及び地方財政法4条1項の規範性の有無

(1)のように地方公共団体の長に土地取得に関する裁量権が認められるとしても、必要性の乏しい土地を適正価格よりも著しく高額な対価で取得することは、特段の事情のない限り、上記裁量権の逸脱若しくは濫用に当たると解するのが相当である。そして、そのような場合には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」と定める地自法2条13項及び「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める地方財政法4条1項の趣旨に著しく反する財務会計上の行為として、違法となると解すべきである。

この点について、被告は、地自法2条13項及び地方財政法4条1項は、いずれも訓示規定であって、その違反によって違法の評価を受けることはない旨主張する。しかしながら、地自法2条13項及び地方財政法4条1項は、執行機関が行う財務会計行為の一般的原則を定めた規定であって、裁量権の逸脱・濫用と評価されるような税務会計上の行為がされた場合は、上記条項違反の瑕疵を帯びるというべきであり、その限度で法的規範性を有していると解される。被告の主張は採用できない。

(3) 地自法96条1項の議決と本件土地取得の適否

ア 被告は、本件土地の取得については、地自法96条1項8号の議会の議決があることが前提となり、その議決に重大かつ明白な瑕疵がない限り被告はこれに従う義務があるから、議決に従って本件土地を取得することが市との関係で違法となることはあり得ない旨主張する。

イ そこで検討するに、地自法96条1項は、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」とし、同項8号において「前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。」と定めている。そして、政令指定都市においては1件4000万円以上の範囲で条例が定める価格（川崎市においては8000万円以上—川崎市財産条例2条）の不動産を取得する場合が、上記の議決を要する場合であるとされている（平成12年3月政令第55号による改正前の地自法施行令121条の2及び同令別表第2）。これは、財産取得又は処分は、通常執行機関限りで行うことができるのであるが、条例で定める重要なものについては、議会の議決を要するとしたのであり、地方公共団体の団体意思の決定を民主的機関である議会の議決にからしめたものである。

しかしながら、本件では、本件土地の取得について、未だ同条項の議決がされておらず（弁論の全趣旨），これがされたことを想定した被告の主張は、仮定の事実を前提とした主張であって、まずその点において採用できない。さらに、仮に、地方公共団体の長がその裁量権を逸脱ないし濫用して不当に高額な代金をもって土地を取得した場合には、その取得は(2)のとおり違法となるのであり、たとえ議会の議決があったとしてもそのことが直ちに土地の取得の違法性を阻却する理由とはならない。また、被告の主張を前提とすると、地自法96条1項8号の議決を要する財務会計上の行為については、議会の議決によよそ重大かつ明白な瑕疵がない限り、地自法242条の2第1項1号の差止めが認められないこととなる。しかし、それでは、同条項が地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に財務会計上の行為の差止めを認めた趣旨に反するといわなければならない。

(4) 検討の順序

そこで、(2)の見地に基づき、被告が市の長として本件土地を公社から取得しようすることに裁量権の濫用があるかどうかを検討する。

ところで、被告の主張中には、本件土地の取得の必要性の有無は政策の当否の問題であって、住民訴訟上の違法とは無関係である旨の部分がある。しかし、全く不要な土地を取得するようなことがあれば、特段の事情がない限り、取得価格の過大の有無にかかわらず、裁量権を濫用したものとなり得る。また、取得の必要性が強ければ売主の意向にある程度応じて取得価格が高めでも成約に至ることが許されることもあり得る。したがって、取得の必要性の有無は、取得における裁量権濫用の有無を判断する要素として検討対象とすべきである。そして、取得の必要性がある場合には、取得価格が合理性を欠くような過大なものでないかが問題となる。

したがって、2において本件土地の取得の適否（主に必要性の有無）、3において価格の考慮要素となり得る本件土地における開発行為及びその許可の要否等、4において公社購入価格の妥当性の有無（各鑑定内容）を検討する。

2 本件土地の取得の適否

(1) 公社による本件土地取得の経緯

ア 市は、市内在住・在勤の人が使用できる市民保養所として、昭和47年8月16日に箱根に「みどり山荘」を、昭和54年8月20日に長野県八ヶ岳山麓に「八ヶ岳市民休暇村」を、昭和59年7月11日には静岡県賀茂郡東伊豆町に「あかがわ荘」を開設した（上記の保養所を総称したのが既設保養所）。そのほかに、市民が料金を割り引いて利用することができる契約保養所が全国に8か所ある。

イ また、市は、市民保養所の設置を住民福祉のための重要な施策として位置づけ、昭和63年3月の市長の施政方針において、第4保養所の新設について調査を進める旨言及している。そして、市は、「2001かわさき

は、その上部にある平坦地を評価した上、それらを支えているのり地の土地を別途に評価するようなことは想定されていない。それ自体として利用することが不可能ながけ地部分の評価は、その上部にある平坦地に効用を及ぼしている限りで、かつ、上部の平坦地の価格の中に取り込んで、評価するのが正当である（太田鑑定参照）。

オ まとめ

澤野鑑定は、イないしエで検討したように、多くの問題点を抱えており、採用することはできない。

(9) 小括

ア 結論

以上から、大澤及び澤野の各鑑定における評価額を採用することはできない。なお、太田鑑定についても、本件平坦地を一体的に評価している点は適切ではなく、前記(5)の個別取引を前提とした評価による金額を合算する方がより正確性が高いと考えられる（合算額は、3億5830万円となる。）。ただし、(6)ア(ア)のとおり、太田鑑定では、各平坦地の異なった条件を考慮して、本件平坦地の価格を算定しているので、その評価額は個別条件の点を含め、相当程度の合理性を有するものとうかがわれる。そこで、本件土地の平成8年12月9日時点での適正な価格は、一体的な評価による太田評価額（3億9410万円）と認めるのが相当である。

したがって、公社購入価格と適正な時価との差額は、2億2324万0704円となり、公社は、適正な価格より5割以上高い価格で本件土地を購入したこととなる。そうすると、公社購入価格は、一般の取引通念に照らして著しく高額であって、適正を欠いたものであったといわざるを得ない。

イ 被告の主張に対する判断

(ア) 県知事の指導価格との関係

被告は、平成6年に南伊豆園芸クラブが伊東学園に本件土地を譲渡しようとした際、当初、約8億5000万円で売却しようとしていたこと、それに対して静岡県知事から、国土利用計画法（ただし、平成10年法律第86号による改正前のもの）24条1項に基づいて、売買代金を7億2904万8082円以下とするよう指導されたこと（乙10）を理由に、上記知事指導価格が適正価格であって、太田評価額は本件土地の適正価格より低い旨主張する。

しかしながら、同法24条1項に基づく都道府県知事の指導は、取引価格が「相当な価額に照らし、著しく適正を欠く」場合に限られており、上記規定の文言上、上記指導額の上限である7億2904万8082円という価格が、当然に本件土地の適正な価格であるということではない。国土法の届出は、世情、不勧告となる（指導を受けない）売買金額の見当をつけるためにも行われることがあり、その場合には知事から勧告・指導がされるように実勢価格より相当程度高めに届けられる。これに対して指導がされるが、指導における上限価格は、著しく適正を欠く限界額であり、実勢価格に相当の幅を見てもなお許容できない額である。したがって、「7億2904万8082円以下」という上記指導の場合、上限の金額が当然に最も適正に近いとまではいえない。よって、被告の主張は採用できない。

しかも、南伊豆園芸クラブと伊東学園とは、結局は、平成6年に2億円で売買契約を成立させている。同族法人間の売買代金であるから、2億円という金額は、客観的ではない可能性があるが、極端に低廉な価格をもつてする売買は税法上の負担を受けることもあるので、著しく低廉というのは相当ではない。そして、その2年後に公社が伊東学園から購入したわけであるが、公社又は市が伊東学園と購入価格について熱心な交渉をしたことをうかがわせる証拠の提出はない。これらのことからす

ると、本件土地の取引価格が平成6年当時は2億円かそれよりいくらか高い金額であって、平成8年当時はそれに時点修正した程度であり、公社購入価格（約6億1734万円。大澤評価額）は、実勢価格よりも高かったものと推認される。

(イ) 大澤鑑定に従った購入価格決定の拘束性の有無

被告は、本件土地の取得については、資格を有する不動産鑑定士である大澤の鑑定を経て、公社が購入価格を決定したのであるから、仮に同価格が適正な価格に比して著しく高額であったとしても、同価格を基礎として市が公社から取得することには合理性がある旨主張する。

しかしながら、大澤評価額が適正価格より著しく高額であることが判明した以上、その価格を基礎として取得することの合理性は、失われたというべきである。しかも、未だ市による取得はされていない状況にあり、柔軟な対応ができるから、被告の主張は採用できない。

さらに、次のとおり、被告側には、大澤鑑定について疑問を抱く相当の理由があったわけであるから、そのような点からしても、被告の主張は採用できない。すなわち、前記(3)イ(ア)のとおり、市は、本件土地の取得を決定するに当たって、独自の調査を行っており、その結果、排水施設・防災工事の必要性、本件通路の安全性等に問題を残している土地であることが指摘されている。行政的条件についても、土木事務所で聞き取り調査を行い、本件土地が都市計画区域内の未線引区域内の土地であること、がけ地について建築基準条例による規制があることなど、開発上の問題点について、検討を行っている（甲77）。そして、大澤鑑定では、上記問題点について検討した形跡が見られないのであるから、市の担当者は大澤鑑定に無条件に依拠してよいかについては疑問を抱いたはずである。ところが、不可解なことに、そのような形跡がない。のみならず、大澤の現地調査等には、市の職員が立ち会っているにもかかわ

らず、市の情報や調査内容の伝達が不十分であり、結果として、市試算額より5600万円以上高額の大澤評価額が平成8年9月30日付け鑑定書（乙1）で導き出され（なお、市試算額のうち「温泉権利」の価格を1億円とした部分は、明白な誤りであるから、これを太田評価額の1200万円に修正すると、大澤評価額はそのように修正した場合の市試算額より1億4000万円以上高額な価格となる。），その鑑定書には本件土地の公法上の規制について明白な誤りがあったにもかかわらず、市は、その評価額について内容を確認することもなく、同年10月4日付で、前記内部書類の所得予定金額に係る数字を訂正しているのである（甲49ないし51、証人大澤）。

したがって、被告の主張は到底採用することができない。

(ウ) 公社に与える損害との関係

被告は、市としては、公社購入価格に利息・事務費・維持管理費を加えた価格で公社から買取る信義則上の義務を負っており、これを履行しない場合には、公社に看過できない損害が生ずることになるから、市としてもそれを補償する必要が生ずる旨主張する。

確かに、市が公社購入価格よりも低い価格を基礎として公社から本件土地を取得するということになると、公社に損害が発生することになる。したがって、公社に発生する損害については、別途解決する必要があるが、本件土地を公社購入価格を基礎とした金額で市が取得することは、到底看過しがたい損害を確定的に市に生じさせることになる。そうすると、公社に損害が生ずることの一事が市による公社購入価格による取得が正当化されるわけではない。また、公社購入価格を基礎にして市が取得することが合理的で違法性が阻却されるということもできない。被告の論理に従えば、市から依頼を受けて公社が購入すると、その価格が不合理であっても、市はその価格を基礎として公社からの取得をせざるを

得なくなるが、それでは、公社の購入についても、市の取得についても事前の違法の是正の機会がなくなるから、適當ではない。

5 まとめ

以上のことからすると、公社は、市にとって必要性の必ずしも高くない本件土地を適正価格より著しく高額な対価で購入している。そして、市は、公社に取得依頼した土地を公社から公社購入価格に利息と事務費とを加算した額をもって再取得することとされているため、明示の売買予約までは成立していないが、本件土地についてもそのような取得契約がされる予定である。そうすると、市は、適正価格より5割以上高額の金額をもって購入した公社から、同額を基礎にしてこれに利息等を加算した金額をもって取得することになるが、このことに合理性を認めることは困難である。

なお、土地の「適正価格」にはある程度の幅があると考えられるから、具体的な適正価格それ自体に照らして判断するのではなく、これに一定程度の幅を持たせた金額を基準に判断するのが適當であると解される。そのような観点からしても、適正価格3億9410万円より5割以上高額の金額を基礎として取得することは、裁量権を濫用したものといわざるを得ない。

ところで、原告らは、公社購入価格を基礎とした金額による取得の差止めにとどまらず、太田評価額（3億9410万円）を超える金額を基礎とした取得の差止めを広く求めている。一般的にいえば、「適正価格」といっても絶対的な特定の金額があるわけではないので、特定の適正価格と認められる金額を少しでも超える金額による取得行為はおよそ許されず、差止対象となるというのは適当でない。特定の「適正価格」に一定程度の幅を持たせた金額を基準にして、差止めの許否を判断するのが適當である。

ただし、本件における太田評価額（3億9410万円）は、本件平坦地について個別に鑑定した場合を基礎とした本件土地の金額（3億5830万円）及び平成6年における伊東学園の取得価格（2億円）に照らすと、いくらか高い

可能性があり、特定の適正価格に高めの方向での幅を持たせた後の金額と評価してもあながち不当ではない。加えて、前記2(2)イのとおり、本件土地の取得の必要性について疑問であることに鑑みると、太田評価額を超える金額による取得には合理性は認められないと解するのが相当である。

そうすると、結局のところ、市が公社から太田評価額（3億9410万円）を基礎とした金額（同金額並びにこれに対する平成8年12月9日から市取得時までの利息及び事務費）を超える金額で取得することは、被告の裁量権を逸脱・濫用した違法をもたらすから、そのような行為の差止めを認めるのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

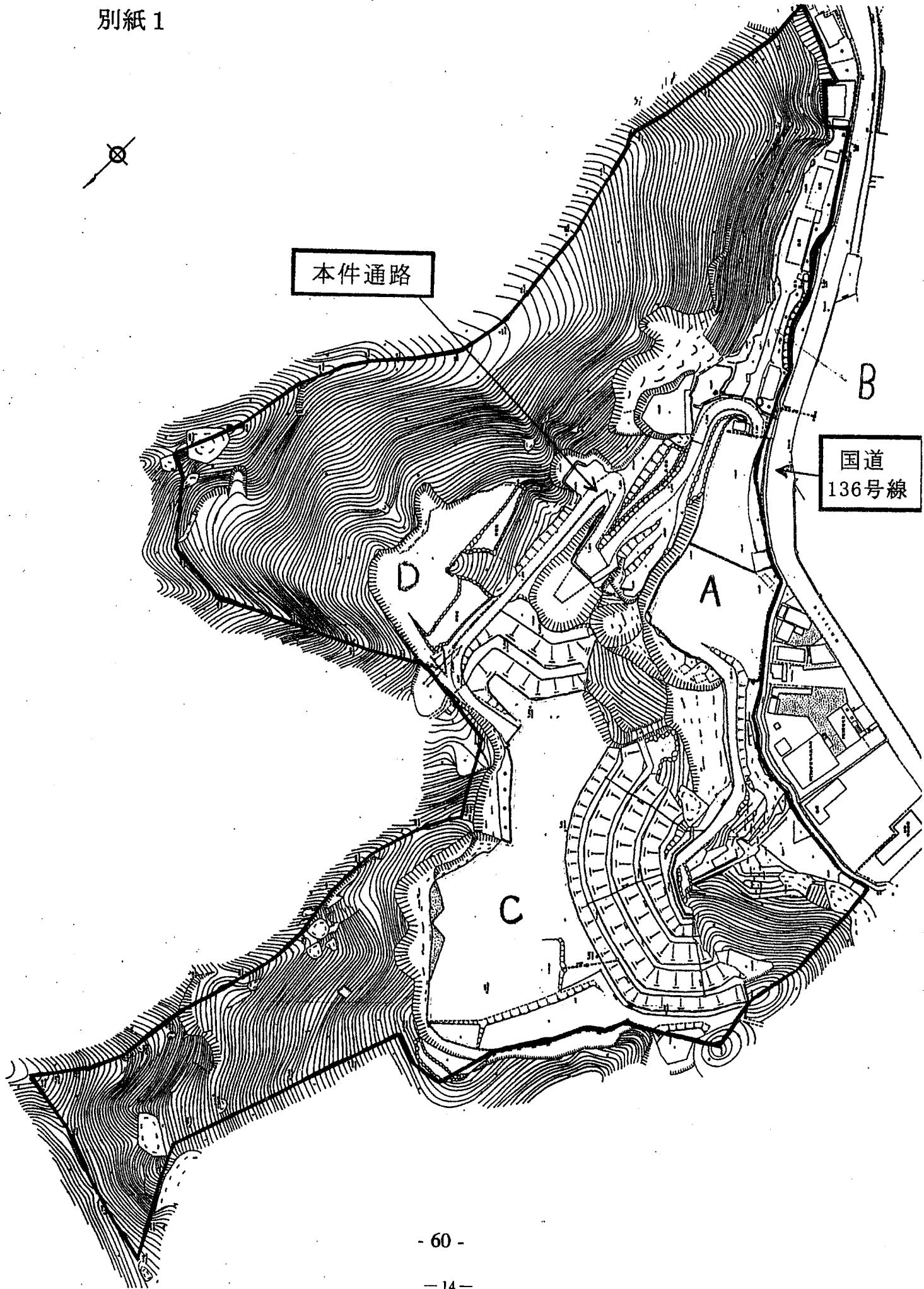
横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 岡 光 民 雄

裁判官 窪木 稔

裁判官 家原 尚秀

別紙 1



別紙2

「各鑑定の比較」

	単位 円			
	平坦地	林地	鉱泉地	合計価格
大澤鑑定	567,742,000	38,180,000	11,420,000	617,342,000
太田鑑定	340,400,000	41,700,000	12,000,000	394,100,000
2号評価	A 148,600,000			
3号評価	B 28,700,000			
4号評価	C 127,300,000			
	計 304,600,000			
澤野鑑定	A 230,050,000 B 80,623,000 C 154,946,000 計 465,619,000	D 30,064,000 E 29,020,000 F 15,750,000 G 149,324,000 計 224,158,000		
			13,448,000	724,000,000
市試算	421,492,000	39,500,000	100,000,000	560,992,000

(注)

- ① 大澤鑑定・太田鑑定と同様に、本件土地を平坦地、林地、鉱泉地に分け、各鑑定の評価額を記載した。なお、各鑑定のほかに、市の試算結果（甲48）も併せて記載した。
- ② 平坦地AないしDについては、それぞれ、AないしDと略記した。
- ③ 澤野鑑定においては、他の鑑定が林地としている部分について、平坦地D、敷地内通路部分（本件通路）、林地（2か所に分類）、その他のり地部分に分けて評価している。林地（澤野鑑定では2か所に分けているが、1平方メートル当たり単価が同じであるので、まとめて記載する。）をE、本件通路部分をF、その他のり地部分をGと略記した。
- ④ 澤野鑑定では、平坦地等の合計額703,225,000円に3%の増価補正をした額を本件土地の評価額としている。

川崎市土地取得差し止め訴訟 高裁も原告勝訴

負の遺産「残念」

阿部市長、上告へは含み

川崎市土地開発公社が先行取得した静岡県南伊豆町の市民保養施設用地(約7万平方㍍)をめぐる裁判で六日、東京高裁も、市が適正価格を超えて買い取ることを差し止めた一審横浜地裁判決を支持。同公社が地裁鑑定より二億二千万円も高い価格で購入した、「ずさんな先行取得の実態を改めて浮き彫りにした。前市長時代の『負の遺産』に阿部孝夫市長は「市の主張が認められず大変残念」とし、上告するかどうか含みを残した。

(大家俊夫)

問題の土地は伊豆半島南部、伊豆急下田駅から数々の山林にあり、もともとは学校法人の用地だった。

原告の「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)

が問題にしたのは、バブル崩壊の時期だったにもかかわらず市土地開発公社が先行取得した価格が高すぎる点だった。

同市市民局によると、市外郭団体である同公社が平成八年に取得した価格は約六億二千万円。

市土地鑑定を踏まえた価格だったが、一審で横浜地裁が行った鑑定では約三億九千万円だった。

この日の高裁判決も、地裁鑑定を支持した。

市が「鑑定士を通じて出した価格は正当」(市民局)とする主張が、一審に続き崩れた形だ。

この土地の取得計画は年に「第四保養所の場所だけでも選定したい」と議会答弁して始まり、當時の議長の紹介でこの土地の存在を知り、取得に

至った経緯がある。

原告側は高裁判決を受け「市にはすでに三つの保養所があり、財政難の今、四カ所目が必要かどうか」としたうえで

「市が公社から買い取ることを前に差し止める司法判断が下されたことは意義がある」と歓迎した。

これに対し阿部市長は「弁護士と協議して対応したい」という談話を出した。問題の土地は先行取得後、未使用のまま荒れ放題。今後の処理に市民の血税が投入されるのは避けられない情勢で、市長の決断が注目されている。

判決によると、市の要請を受けた公社は96年12月、市民保養所用地として、静岡県南伊豆町の土地を適正価格より5割以上高い約6億1734万円で先行取得した。市は00年3月までにこの土地を買い取る予定だった。判決は「市が公社から適正価格を超える金額で土地を取得すれば、市長の裁量権の逸脱、乱用になる」と指摘した。かわさき市民オンブズマンの篠原義仁(代表幹事ら)は意見で「完全勝訴の判決だ」と話した。毎日 2・7(全国版)

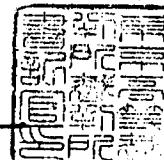
■土地購入訴訟で川崎市また敗訴

川崎市土地開発公社が購入した土地を同市が買い取ることの是非が争われた住民訴訟で、東京高裁は6日、かわさき市民オンブズマンの請求を認めて買収の差し止めを命じた横浜地裁判決を支持し、阿部孝夫市長の控訴を棄却した。江見弘哉裁判長は「公社は必要性が高くな土地を著しく高値で購入した」と認定し、適正価格(約3億9400万円)を超える価格でこの土地を取得しないよう命じた。

平成14年2月6日

東京高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 篠山裕



平成14年2月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 篠山裕一

平成13年(行コ)第141号土地買受差止住民訴訟控訴事件(原審・横浜地方裁判所平成10年(行ウ)第20号)

口頭弁論終結日 平成13年11月7日

判 決

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

控訴人	川崎市長
	阿部孝夫
同訴訟代理人弁護士	澤野順彦
同	石津廣司
同指定代理人	持地昭
同	国田早苗
同	中山健一
同	中山豪
同	海老名富夫

神奈川県川崎市川崎区砂子1-10-2ソシオ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所内

被控訴人	かわさき市民オンブズマン
同代表者代表幹事	篠原義仁
同	江口武正

神奈川県川崎市麻生区王禅寺東2-41-2

被控訴人	黒田達郎
------	------

神奈川県川崎市川崎区出来野4-2

被控訴人	佐々木玲吉
------	-------

神奈川県川崎市中原区苅宿38

被控訴人	清水芳治
------	------

上記4名訴訟代理人弁護士	篠	原	義	仁
同	渡	辺	登	美
同	西	村	隆	雄
同	根	本	孔	衛
同	畑	谷	嘉	宏
同	藤	田	温	久
同	三	嶋		健
同	岩	村		文
同	神	原		元
同	児	嶋		子
同	大	川		司
同	森	田		明

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要（略記等は、原判決に従う。）

1 本件は、川崎市が、川崎市土地開発公社から土地の取得を予定していることに関し、市の住民及び市内に事務所を有する社団である被控訴人らが、控訴人に対し、上記予定に係る取得行為は控訴人の裁量権を逸脱、濫用する違法な行為であるとして、上記取得に関する契約締結の差止めを求めた住民訴訟である。

原審は、被控訴人らの請求をいずれも認容した。

当裁判所も、原判決と同様の理由により、被控訴人らの請求をいずれも認容すべ

この事実を全く無視し、何ら合理的な根拠なく同部分を山林の2倍の効用を有するとして評価し、原判決もこれを是認しており、いずれも経験則に著しく反する。

(イ) その他のり地部分のような大規模な宅地見込地における崖地の評価については、一般的には、崖地に接する土地の更地価格について、崖地の方位、傾斜等の要因を考慮した崖地格差率を乗じた評価とされている。その他のり地部分は、上部平坦地の南側に面しており、平坦地を100とした場合の格差率は50から80となる。平坦地に接するのり地は、平坦地と一体になる一つの土地と考えるべきであり、太田鑑定は、このような大規模な宅地見込地における崖地の評価を誤ったもので、これによった原判決も不当である。

第3 当裁判所の判断

1 本件土地取得の適否についての判断基準

原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」欄1（原判決18頁16行目から同21頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。これによれば、当審における控訴人の主張(1)（議会の議決）は、理由がない。

2 本件土地の取得の適否

(1) 当裁判所も、第4保養所の設置の必要性は高いとはいえないものの、同保養所の設置自体は控訴人の裁量の範囲内であって、控訴人が本件土地の取得を公社に依頼してこれを取得しようとしていることがその裁量権を濫用した違法なものとはいえないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」欄2（原判決21頁16行目から同23頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人の主張(2)について

ア 東京圏の住民が宿泊を伴う旅行を希望する地域を調査した結果によると、伊豆は、北海道、九州に次いで高い率を維持しており、観光旅行の主な目的として、温泉に入ることが最も多い。（乙26）

一方、高齢化現象が進むなかで、既設保養所の箱根市民保養所及び東伊豆市民保

養所について、60歳以上の利用者が全体の60%を占め、年々その率が増加している。（乙30）

温泉を活用した保健事業を行っている市町村の老人医療費の伸びが、これをしていない市町村のそれに比較し低いとの研究報告が平成12年に国民健康保険中央会によりされ、保健事業に温泉を活用することが提唱されている。（乙32）

イ しかしながら、原判決（原判決22頁23行目から同23頁24行目まで）が判示するとおり、既設保養所の需要自体減少傾向が顕著であることに照らすと、第4保養所の設置の必要性及び合理性に疑問があるほか、本件土地が川崎市からの往復に不便であるとの交通事情や、本件土地自体の安全性についても問題があることを考慮すると、上記アを斟酌しても、本件土地に第4保養所を設置する必要性が高いとはいえない。

3 本件土地における開発行為等の許可の要否等

原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」欄3（原判決23頁25行目から同26頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 公社購入価格の過大の有無

(1) 当裁判所も、本件土地の平成8年12月9日時点での適正な価格は、一体的な評価による太田評価額（3億9410万円）と認めるのが相当であり、市が公社から同適正価格を基礎とした金額（同金額並びにこれに対する平成8年12月9日から市取得時までの利息及び事務費）を超える金額で取得することは、控訴人の裁量権を逸脱、濫用する違法をもたらし、差止めを認めるのが相当であると判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」欄4及び5（原判決26頁7行目から同57頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における控訴人の主張(3)について

ア 同アについて

(ア) 同(ア)について

a 下部東側平坦地と前面の国道との間には、1ないし2mの段差があって、その部分には石積みがある程度であり、同平坦地を園地、園芸地や駐車場として使用するに際しては、造成工事を行う必要がある（太田鑑定書〔18頁の3号評価〕、原審証人太田の証言）。

b この事実によれば、下部東側平坦地と前面の国道との間に上記高低差があることは、造成を要することにより減価要因となり、本件全証拠によっても、排水、景観などの面で上記高低差が増価要因となるとすべき事情を認めるに足りない。原判決（38頁20行目から同39頁15行目まで）が、国道接面による増価を下部西側平坦地に限って認めた点に違法はない。

(イ) 同(イ)について

a 太田鑑定が使用した取引事例Gは、本件土地の東方に所在し、北東側で国道に接面する土地であり、周囲に神社、ホテル、公園がある。これに対し、同鑑定が想定する標準画地（国道背後の幅員4mの舗装された公道に接面する。）と下部平坦地は、その南側に国道が通じる互いに近接する土地であるが、周囲に上記のような施設等はなく、土地利用の状況等の環境条件について差異がない。（太田鑑定、乙35）

b この事実によれば、太田鑑定が環境条件において取引事例Gに15%の格差を認めたのは相応の根拠のあることで、同鑑定が想定する標準画地（国道背後の幅員4mの舗装された公道に接面する。）と下部平坦地は、用途的地域が異なるとしても、環境条件において、下部平坦地に増価を認めるべきほどの事情はない。

イ 同イについて

(ア) 本件平坦地は、3つに別れ、下部平坦地と上部平坦地との高低差が約40mあり、平均勾配14%，全長約280mの本件通路で互いに結ばれていて、分割利用せざるを得ない（原判決4頁、5頁）。

(イ) 以上の対象地の現況からすると、本件平坦地は、その最有效利用がリゾート施設敷地として一体的に使用することであるものの、原判決（39頁16行目から

同40頁2行目まで)が、3区分されているため分割利用せざるを得ないことは、減価要因となると判断したことに違法はなく、控訴人主張のように増価要因とすべき裏付けに欠ける。

ウ 同ウからオについて

(ア) a 太田鑑定は、本件土地を一体のものとして評価した場合(1号評価)の評価額のほか、そのうち上部平坦地、下部東側平坦地及び下部西側平坦地を単独で評価(それぞれ2号評価から4号評価)した場合の評価額を算定している。(太田鑑定)

b 太田鑑定は、その1号評価において、下部東側平坦地の崩壊の危険による格差マイナス2%を認めているが、その3号評価において、同様の減価率をマイナス50%(同減価率を本件平坦地全体の面積で除した上、下部東側平坦地の面積を乗ずると、約マイナス6%となる。)としており(太田鑑定)、両者間に、開差が認められる。

c 太田鑑定は、その1号評価において、本件通路が開発基準を充足しないことによる格差マイナス13%を認めているが、その2号評価において、同様の減価率をマイナス40%(同減価率を本件平坦地全体の面積で除した上、上部平坦地の面積を乗ずると、約マイナス25%となる。)としており(太田鑑定)、両者間に、開差が認められる。

d 太田鑑定は、その1号評価において、本件平坦地について都市計画法上の開発基準をクリアするための造成費の考量からの減価をマイナス10%とし、具体的には、同造成工事費として7000万円を要し、うち4700万円が雨水対策費であるとするものの(原判決41頁以下)、このうち、下部東側平坦地については、造成費を考慮しないとする(原審証人太田の証言)にもかかわらず、その3号評価においては、宅地とするための造成費の考量からマイナス10%の格差を認めている(太田鑑定)。

(イ) この事実によれば、太田鑑定における1号評価と2号評価及び3号評価とを

比較すると、①下部東側平坦地の崩壊の危険による格差、②本件通路が開発基準を充足しないことによる格差、③造成費の考量による格差の各認定について、控訴人主張の疑問点がなくはない。しかしながら、太田鑑定は、1号評価と2号から4号評価とでは前提条件が上記のとおり異なっており、本件土地の評価について結論として一体評価（1号評価）を妥当としており、個別評価を採用していない（原審証人太田の証言）のであるし、個別評価における上記格差率を採用すれば、本件土地の適正価格はより低額となり、1号評価と2号評価及び3号評価との間に、上記開差等があることは、上記（1）の判断の妨げとならない。

エ 同力について

原判決（42頁18行目から同43頁20行目まで）が判示するとおり、本件土地自体過去頻繁に取引された土地でなく、本件土地が需給関係がひつ迫している地域の土地であるともいえず、本件平坦地をリゾート施設敷地として一体利用することが市場の需給関係等を勘案して合理的と認めるにも足りず、太田鑑定が面大による格差を認めたのが不当とはいえない。

オ 同キについて

（ア） 同（ア）について

原判決（43頁21行目から同44頁15行目まで）が判示するとおり、太田鑑定は、防災排水施設（調整池、U字側溝）の設置に要する面積を積算し、当該面積が本件平坦地（雑種地）の約10%になり、防災排水施設に要する土地は有効に利用することができないとして減価しており、このような減価を不相当とすべき事由は見当たらない。

（イ） 同（イ）について

防災排水施設を敷地内に設置した場合に、建物の建ぺい率及び容積率等の基準となる敷地面積から当該施設の面積が控除されないとしても、上記（ア）のとおり、当該設置部分の土地の利用が限定され、防災排水施設に要する土地は有効に利用することができないとして、原判決（同上）が評価額を減額したことについて不相当と

すべき理由はない。

カ 同クについて

(ア) 同(ア)について

a 太田鑑定は、上部平坦地の眺望が優れているとしながらも、同平坦地が自然公園法の第二種特別地域に指定され、これに基づく規制があることにより相殺されるとして、眺望が優れることによる格差を認めなかつた。（太田鑑定、原審証人太田の証言）

b 控訴人主張のとおり、眺望の良さは環境条件に、自然公園法の第二種特別地域に指定されていることは行政的条件にそれぞれ当たるとしても、太田鑑定が、上部平坦地の眺望が優れることについて、上記aの理由により格差を認めなかつたことは、なお鑑定人の裁量の範囲内ということができ、誤りとまではいえない。

(イ) 同(イ)について

太田鑑定は、行政的条件を含めて、標準画地と各取引事例との地域要因を比較しており（原判決別紙5），各取引事例について当該土地が自然公園法の普通地域と第二種特別地域とのいずれに所在するかの記載がないことをもって、太田鑑定が行政的条件を考慮していないとはいえない。（原審証人太田の証言）

キ 同ケについて

当裁判所も、上部準平坦地は山林の一部として評価するのが相当であり、宅地見込地として評価すべきでないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」欄4(6)イ(ア)（原判決44頁17行目から同45頁14行目まで）及び同4(8)ウ（原判決50頁11行目から同25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。原判決の判断は、違法とはいえない。

ク 同コについて

本件通路は、本件平坦地外の山林等傾斜地に所在し、宅地内の道路とは異なるといるべきであり（原判決別紙1），原判決（45頁15行目から同46頁4行目まで）が判示するとおり、太田鑑定が、山林等傾斜地に本件通路及び防災工事の実施

されたのり面が存在することにより、合計20%の増価をしたことは、相当と認められる（澤野鑑定〔原判決48頁〕が、本件通路について、平坦地C部分の想定画地の更地価格を標準として評価したことは相当でない。）。太田鑑定が本件通路を林地等傾斜地と同等のものとして評価したことをもって不当とはいえない。

ケ 同サについて

(ア) 同(ア)について

a 当裁判所も、その他のり地部分を宅地見込地として評価すべきでないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の「第3 当裁判所の判断」欄4(8)エ(原判決50頁末行から同52頁5行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

b 防災工事の施工により、防災工事施工法面が上部平坦地の南側保護面となつていると認められるものの（原審における釈明処分の結果），上記aのとおり、その他のり地部分を宅地見込地として評価すべきでなく、上記クのとおり、本件通路及び防災工事がされたその他のり面について、林地等傾斜地の標準画地の2倍の効用があるとした上で、20%の増価を認めた太田鑑定が相当である。

(イ) 同(イ)について

上記(ア)aのとおり、その他のり地部分を宅地見込地として評価すべきでない以上、太田鑑定及びこれに従った原判決の判断に違法な点は見当たらない。

第4 結論

以上によれば、原判決は相当であり、控訴人の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 江 見 弘 武

裁判官 岩 田 眞

保養所用地取 得訴訟

市、上告を断念

建設取りやめも示唆



最高裁への上告を断念した理由を説明する川崎市の担当者ら（市役所）

川崎市の保養施設用地として市土地開発公社が先行取得した土地の価格の適否が争われた住民訴訟で、東京高裁が市に対し適正価格を超える金額で取得しないよう命じた控訴審判決について、市は十九日、最高裁に上告しないことを決めた。市は今後の土地の利用方法について「保養所以外の活用や民間への売却も含め、できるだけ損失の少ない対応を検討する」として

おり、保養所の建設 자체を取りやめる可能性を示唆した。今月六日、東京高裁で言い渡された控訴審判決では、同公社が一九九六年十二月、約六億二千万円で購入した静岡県南伊豆町の土地の適正価格を約三億九千五百円と認定し、市にこの価格を超額での買い取りを禁じた一審判決を支持した。

上告断念の理由について

オングラム「前市長らの責任追及を」

判決の確定を受け、原告の市民団体「かわさき市民オンブズマン」は代表幹事の篠原義仁弁護士らが十九日、会見し、川崎市は当時の市幹部らの責任を追及すべきとの考え方を示した。篠原代表幹事らは「問題の土地取得は、高橋前市長の失政だが、阿部市長は昨年十一月に就任した時点で、東京高裁への控訴を取り下げるべきだった」と不

満を述べた。その上で「市は、高橋前市長ら幹部の政治責任を問うための訴訟を起し、損害を穴埋めさせるべきだ」と、市側に厳しい対応を取るよう求めた。

現時点ではまだ市が公社に損失補償などを行っておらず、市の損害が発生していないことから、オングラム側は、市に対する住民監査請求や損害賠償請求訴訟は起こせないという。こ

れに、阿部市長は「判決を厳しく受け止め、適切な対応をすべきだと決断した」とコメントした。

十九日午後、会見した持地昭市民施設課長は「公社から土地を買い取るかどうか、事業の必要性の検証も含め、これから検討する」と説明。ただ、「市の財政事情を考えると（事業化は）難しい面もある」と述べた。

保養所を建設しない場合、土地を市の他の事業に

利潤と管理費を含めた総額は、市が判決の命じた額で百七十万円に膨らんでおり、市が公社から土地を買い戻した場合、公社側に約一億五千

万円の損失が生じるという。

だが、市側は、公社に土地の購入を指示した当時の手続。

市幹部らの責任については、「購入までの事務は正規の手続き。政策面で職員に過失があったとは思わない」

（中野勝之市民局次長）としている。

一方で、市側は、公社に土地を買い取らない場合、損失が

公社の内部で処理されるため、市の責任があいまいになる（議会の議決なしで土

地を先行取得した土地開発公社の在り方に問題があるなどと指摘した。

南伊豆保養所用地買受差止裁判

「上告断念」にあたってのコメント

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原義仁

同 江口武正

1. 本日、川崎市は南伊豆保養所用地買受差止裁判について2月6日に言渡された東京高裁判決に従い、上告を断念する旨、発表した。

これは、かわさき市民オンブズマンの言い分を全面的に認めた1審、2審判決の正当性を確認するものできわめて常識的な判断である。

2. しかし、かわさき市民オンブズマンは昨年11月の時点で川崎市長に対し、1審判決の内容と2審の審理状況（2回の口頭弁論で結審）を説明し、2審判決を待つまでもなく、控訴を取下げ、1審判決に服するよう要請した。

これに対し、川崎市長は昨年12月27日、オンブズマン要請を拒否して、あくまでも2・6判決を見てみたいと強弁した。

2審判決は、オンブズマンが指摘したとおり、1審判決を踏まえて、再び原告勝訴の結果となった。

川崎市長の判断は、1審、2審判決の敗訴の前によくやく、そして、やむなく、上告断念の決断に至ったもので、その優柔不断な対応は今後の市政のかじ取りのあり方を考えた場合、厳しく批判される必要がある。

3. 今回の事件は、川崎市市民局が現地調査の上、いったん買受を断念した土地について、現職の市議会議長（当時）の仲介で川崎市を迂回して、川崎市が主導する第三セクター・川崎土地開発公社に本件土地の先行取得をさせたもので、その買収経緯の究明と第三セクターのあり方が基本的に問われるところとなってい

る。

ましてや、川崎縦貫道汚職に係る用地払下事件と時を同じくし、刑事事件で有罪判決をうけた用地部長等川崎市職員が同一という状況のなかで発生したこの事件は、同事件ともども百条委員会を設置して事件の本質の解明が行なわれるべきであり、今もって両事件の真相究明の課題は重要となっている。

4. 阿部新市長としては、高橋前市長時代に発生した両事件につき、市議会とも協力して徹底的に事件の解明を行ない、今後の市政の浄化に努めるべき責務を有している。

同時に、第三セクターの問題について、その存否を含め、徹底的な検討が必要となっている。

上告断念の決意は、こうした一連の責任を全うしてこそ、市民の同意と納得をえられるものであり、川崎市長は、いっぺんの上告断念の公表に止まらず、その職責上、事件の解明に全力を尽くすべきである。

ここが? 疑問膨らむ予定地

駐車場部分の平たん地のすぐ近くに斜面
が迫る保養施設用地=静岡県南伊豆町

川崎市が二月十九日に上告を断念した南伊豆町保養地訴訟の現地を訪れた。裁判では「市土...」不便な急傾斜地を目にし「市民の保養地」とは地開発公社の先行取得額が不適に高額で市が買

岩だらけの急斜面

購入絡み不透明な動きも

JR川崎駅午前十時十五分発の特急「踊り子」に乗り二時間半余り。伊豆急下田駅に着いた。バスに乗り換えようと時刻表を見たら、次のバスは一時間待ち。やむなくタクシーに乗り込んだ。

「一年前」市の関係者は現地まで乗せたことがあるという運転手は「下賀茂温泉の入り口。場所は早く春真っ盛りといった

「一ヶ月以上もするのは高いね」。一体どんなところなんだろう?

十五分ほどで到着。メーターは三千五百十円。ピンク色の河津桜と黄色い菜の花が満開で、一足早い春真っ盛りといった

「いや、いいだけだ。すぐに斜面が迫ってくるんだよ。第一印象は良いかった」。裁判のことは新聞で読んだが、あの土地が六億

円以上もするとは高い。だが、そんな思いは現場を見てすぐに吹き飛んだ。大きな岩が垂直に切り立ち、遠くからは急斜面にしか見えない。

息を切らせ、斜面を上り立つ。確かにまた平原には確かにまたまた平原地であったが、岩がごろごろ。整地にはかなりの時間と金がかかりそうだ。

うち、上告を断念する会見で市の担当者が愚考い出した。「平たん地が少ないわけではなく、過去に落石などの事故があつたわけではない。(問題があると) それほど主觀的に言われる土地なのか」

「でも百聞は見に勝るが、なぜわざか二年後に公...」市に土地を売った学校法人は以前、親族企業同士の取引で平成六年に二億円でこの土地を購入していた。市は「二つの企業の経営主体は同じで通常の取引ではなく、価格は参考にならない」とす

るが、なぜわざか二年後

い戻すのは違法」という原告の主張が認められ、市は全面敗訴。なぜそんな高い買い物をしたのか。現地を見たが疑問は募るばかり。交通量が多い印象を受けた。

(松本 鶴史)

か。「土地鑑定士の裁量の開き」以外に合理的な説明は一切ない。身内でなく外部に売却するにしても、許容範囲はせいぜい一倍ぐらいだ。裁判所が認めた適正価格三億九千万円が妥当線では、「当時の議長の紹介と購入価格の間には何か不透明な動きがある」。既然としないものを感じながら、伊豆

急下田駅に向かう帰りのバスに揺られた。再び特急に乗り込み、川崎にたどり着いて計算すると、往復の交通費

は一万五千円以上だつた。この土地は平成六年、當時の市議会議長が紹介した。それまで県央地区を中心に保養所用地を探し回り、適地がないとあきらめかけていた市が飛びついた。遠く離れていたこの岩だらけの場所のどこが「適地」なのだろうか。担当者が愚考く理由は理解に苦しむ。

う求めた訴訟。一審の横浜地裁は昨年五月、土地の適正価格は約三億九千円で、市にこれを超過する金額での買い戻しを差し止めた。二審の東京高裁も先月、市の控訴を棄却。市は同月十九日に上告を断念。判決が確定し

「どうせんと立ちすくむうだ。」
「2年で3倍超

市に土地を売った学校法人は以前、親族企業同士の取引で平成六年に二億円でこの土地を購入していた。市は「二つの企業の経営主体は同じで通常の取引ではなく、価格は参考にならない」とす



2002年2月28日

川崎市長

阿部孝夫 殿

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子802

「かわさき市民オンブズマン」

代表幹事 篠原 義仁

同 江口 武正

申入書

(南伊豆保養所用地訴訟の終結にあたり)

我々「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市土地開発公社が南伊豆に購入した土地が不要不急の土地であるうえ、不当に高額であり、目に余る税金の無駄遣いであるとし、監査請求、住民訴訟を行ってきた。

一番に続き、本年2月6日の東京高裁判決においても我々の主張が全面的に認められた判決がくだり、川崎市の主張はことごとく退けられた。それにより川崎市も2月19日に上告を断念したため当裁判に関しては一応の決着をみた。

いたずらに解決を先延ばししない姿勢を示した阿部市長の判断は評価するが、この決着は、川崎市が市民感情を無視した土地購入をしたことを裁判所も認め、高額での買い戻しを防止したという歯止めがなされただけである。したがって不当購入の責任追及・当該土地の処理・再発防止対策等の本質的解決を早期に実施する必要がある。

阿部市長および川崎市は、我々の指摘を待つまでもなく、本質的解決に向けた最大限の努力を払うべき責務を有しているのは自明のことである。

そこで、我々は訴訟を行った当事者として、最低限下記の点について調査・解明・処置を実施するよう市長に申入れる。

なお、この申入れに対する回答（含む実施計画）は、事の緊急性を考慮し、本年3月31日までに文書によって行われるよう要望する。

また、かねてより依頼している会見の件であるが、この判決の重要性に鑑み、市長ご自身と我々との直接の対話を改めて強く希望する。

会見の可否、可の場合の日程については3月15日までに回答されるよう要望する。

(次ページ以下に申入事項を記述する)



【申入事項】

1. 疑惑土地購入の経過の解明

裁判の過程で土地購入に絡み、数々の疑惑が生じた。また裁判所の判決文にも問題点が明確に記載されている。

(1) 不当購入の事実調査

緊急性もなく、特別な魅力も無い当該土地を何故緊縮財政下において、不当な高額で購入せねばならなかったのかにつき、その真実の究明を是非とも実施してほしい。

(2) 裁判所の指摘事項の調査

当件の核心をつく指摘をしている部分を1審判決文（判決文54ページ）から示す。（高裁判決においてもこの指摘を支持し、引用している）

『次のとおり、被告側には、大澤鑑定について疑問を抱く相当の理由があつたわけであるから、そのような点からしても、被告の主張は採用できない。すなわち、市は、本件土地の取得を決定するに当たって、独自の調査を行っており、その結果、排水施設・防災工事の必要性、本件通路の安全性等に問題を残している土地であることが指摘されている。行政的条件についても、土木事務所で聞き取り調査を行い、本件土地が都市計画区域内の未線引き区域内の土地であること、がけ地について建築基準条例による規制があることなど、開発上の問題点について、検討を行っている。そして、大澤鑑定では、上記問題点について検討した形跡が見られないであるから、市の担当者は大澤鑑定に無条件に依拠してよいかについては疑問を抱いたはずである。ところが、不可解なことに、そのような形跡がない。のみならず、大澤の現地調査等には、市の職員が立ち会っているにもかかわらず、市の情報や調査内容の伝達が不十分であり、結果として、市試算額より5600万円以上高額の大澤評価額が平成8年9月30日付け鑑定書で導き出され、その鑑定書には本件土地の公法上の規制について明白な誤りがあったにもかかわらず、市は、その評価額について内容を確認することもなく、同年10月4日付けで、前記内部書類の所得予定金額に係る数字を訂正しているのである。したがって、被告の主張は到底採用することができない。』

と明確に不自然な鑑定が行われたことを断定しており、川崎市が意図的に高額な鑑定が行われるように仕向け、川崎市が故意に高い費用でこの土地を購入しようとしたことを強く示唆している。この点は是非とも解明すべき点であり、この疑惑を解明しない限り当件は終結しない。

(3) 当時の市議会議長の役割解明

当該土地を川崎市に紹介した当時の市議会議長宮田良辰氏の役割。

また当初紹介者は存在せずとした平成10年2月18日の「まちづくり委員会」での答弁（偽証）と議事録の調査を通じての川崎市の内部事情の解明。

(4) 責任者の究明

この不当な土地購入につき最終判断をくだした当時の高橋前市長の責任は免れないものと考えるが、その他幹部の関与についても調査し、しかるべき処置を講ずることが必要である。

2. 再発防止対策

新たな土地問題疑惑を繰り返すほどの財政の余裕は無いが、第三セクターを含めた情報公開の拡大、担当責任者を明確にするシステム構築等の対策を実施する必要がある。

3. 当該土地の処理

現に毎日高い利息を払わねばならない無駄な土地が存在している事実を強く認識し、税金の無駄遣いを少しでも削減する方法を熟慮し、早急な解決策を提案・実施すべきである。

4. 市長ご自身の参画依頼

本件全体に対する市長の心構えを市民の心情を代理して問いたい。

この問題は担当部門に回答を求める旧来の方式では解決できない問題であり、市政改革の試金石になる重大な課題を包含している。

よって市長はこれらの指摘にどのようにご自身として対処するのか、また解決までの期限設定等において如何なる指導力を発揮されるのか、そのご覚悟・決意表明をお願いしたい。

以上



平成 14 年 3 月 29 日

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 篠原 義仁 様
同 江口 武正 様

川崎市長 阿 部 孝



申入書について（回答）

平成 14 年 2 月 28 日付けで申入れのありましたことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

申入事項 1(1)について

用地購入については、資格をもった鑑定士が不動産鑑定評価基準により行った鑑定の評価額に基づいて土地開発公社が先行取得したもので、その事務手続に法的な誤りはないものと考えております。

申入事項 1(2)について

不動産の評価は、不動産の価格に関する専門家として、国家資格を有する不動産鑑定士が、それぞれの経験及び判断力によりなされたものであります。

本件土地評価においても、不動産鑑定士が「不動産鑑定評価基準」に基づき適正な手続きにより行なったものと理解しており、鑑定評価にあたっての本市の対応及びその事務手続に不当性はないものと考えております。

申入事項 1(3)について

本件用地の情報提供を受けたもので、土地所有者との仲立ちは受けておりません。また、その後かかわりはありません。

申入事項 1(4)について

用地取得については、決められた手続きに従い、市民局の依頼により建設局において、土地購入のための不動産鑑定を行い、土地開発公社が先行取得したもので、その事務手続に法的な誤りはないものと考えております。

申入事項 2 について

平成 10 年度の組織改正により、不動産評価に係わるチェック機能を強化しております。

申入事項 3 について

本件用地での保養所事業の実施については、今後、改めて検討して結論を出していきたいと考えております。

申入事項 4 について

今後については、法的な関係も含め、関係部局並びに弁護士と協議したうえで、適切な対応をしていきたいと考えております。

2002年2月28日

川崎市議会議長 小泉昭男殿
川崎市議会会派代表者各位
川崎市議会無所属議員各位

川崎市川崎区砂子1・10・2 ソシオ砂子802

「かわさき市民オンブズマン」

代表幹事 篠原 義仁
同 江口 武正

申入書

(南伊豆保養所用地訴訟の終結にあたり 100条委員会の設立要望)

我々「かわさき市民オンブズマン」は、川崎市土地開発公社が南伊豆に購入した土地が不用不急の土地の上、不当に高額であり、目に余る税金の無駄遣いであるとし監査請求、住民訴訟を行ってきた。

一審に続き、本年2月6日の東京高裁判決においても我々の主張が全面的に認められた判決がくだり、川崎市の主張はことごとく退けられた。それにより川崎市も2月19日に上告を断念したため当裁判に関しては一応の決着をみた。

いたずらに解決を先延ばししない姿勢を示した阿部市長の判断は評価するが、この決着は、川崎市が市民感情を無視した土地購入をしたことを裁判所も認め、高額での買い戻しを防止したという歯止めがなされただけである。したがって不当購入の責任追及・当該土地の処理方法・再発防止対策等の本質的解決を早期に実施する必要がある。

阿部市長および川崎市は、我々の指摘を待つまでもなく、本質的解決に向けた最大限の努力を払うべき責務を有しているのは自明のことであるが、川崎市議会においてもこの問題を看過できない立場におられる事も自明である。

我々は訴訟を行った当事者として、調査・解明・処置を実施するよう市長に対し申入れたが、川崎市議会においても市民サイドの努力を評価し、事件の真相の究明を図ることは、市民の信託を受けた市議会議員各位の責務であると考え、ここに各位による100条委員会開設を始めとする事件解明を強く要望する。

なお、この申入れに対する回答は、事の緊急性を考慮し、本年3月15日までに文書によって行われるよう要望する。

なお、100条委員会において検討すべき主な項目を添付する。

以上

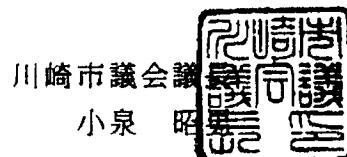
添付；参考資料

(市長への申入書と同趣旨のため省略)



13川議議第506号
平成14年3月 6日

「かわさき市民オンブズマン」
代表幹事 篠原 義仁 様
同 江口 武正 様



南伊豆保養所用地訴訟の終結にあたり100条委員会の設立要望について（回答）

2002年2月28日付け申入書により、要望のあった本市議会における100条委員会の設置については、地方自治法上の議会の調査権に基づく特別委員会設置の手続きが必要となります。

具体的には議員から特別委員会設置を求める発議がなされ、本会議において過半数の議決を経て、設置されることとなります。

また、現在、南伊豆保養所用地訴訟問題は、開会中の市議会代表質問等において、その上告断念等について質疑が予定されております。

したがいまして、受理しましたこの申入書は、その写しを本市議会の各会派をはじめ関係者等に送付し、周知いたしましたので、この旨回答いたします。

予算案など69件可決	
川崎市議会閉会	川崎市議会は最終日の二十二日、本会議を開き、各委員長報告の後、二〇〇一年度予算案二十三件、〇一年度補正予算案十一件、非紹介患者に対しても初診加算料一千円を設定するための市病院事業条例改正など条例案十九件公認された市人権オンブズマンの選任、市教育委員会委員の任命など人事三件の包括外部監査契約の締結など事件十三件、追加提案された市人権オンブズマンの選任、市教育委員会委員の任命などを原案通り可決、同意した。
川崎市議会開会	川崎市議会は二月定例会は最終日の二十二日、本会議を開き、各委員長報告の後、二〇〇一年度予算案二十三件、〇一年度補正予算案十一件、非紹介患者に対しても初診加算料一千円を設定するための市病院事業条例改正など条例案十九件公認された市人権オンブズマンの選任、市教育委員会委員の任命などを原案通り可決、同意した。
川崎市議会開会	川崎市議会は二月定例会は最終日の二十二日、本会議を開き、各委員長報告の後、二〇〇一年度予算案二十三件、〇一年度補正予算案十一件、非紹介患者に対しても初診加算料一千円を設定するための市病院事業条例改正など条例案十九件公認された市人権オンブズマンの選任、市教育委員会委員の任命などを原案通り可決、同意した。
川崎市議会開会	川崎市議会は二月定例会は最終日の二十二日、本会議を開き、各委員長報告の後、二〇〇一年度予算案二十三件、〇一年度補正予算案十一件、非紹介患者に対しても初診加算料一千円を設定するための市病院事業条例改正など条例案十九件公認された市人権オンブズマンの選任、市教育委員会委員の任命などを原案通り可決、同意した。

F A Z

「ファズ」問題で 検討委が初会合

(川崎区東扇島)が、利用する市有地の土地権利金の一部100億円の金利を未払いにしているなどの問題で、ファズのあり方を検討する高橋清市長の私的諮問機関「市港湾関連出資法人検討委員会」が3日、初会合を開いた。会議の公開に関する条例で非公開とされた。

川崎市第三セクタ
「かわさきファズ」

苦しい経営状況が続
く川崎市出資の第三セ
クターの物流拠点「か
わさきファズ」の株主
総会と取締役会が12日、
開かれ、笛田清社長が勇
退、元市総務局長の青木

昌が新社長に決まり
た。また、高橋清市長が
会長から退き、後任は空
席となった。

笛田氏は95年の同社設立から、2年の任期を2度再任され、6年間同社

新社長に青木氏 きさく わさき かわさき ア フ

高橋会長が退任、取締役削減

社長を務めた。昨年度の同社の目標だったテナントの100%入居を実現させた。

再任の取締役のうち寺川毅氏が専務に、畠田武氏が常務となつた。合理化などのため、取締役は17人から15人に削減され

た。

13

ファズ巡り監査請求

市有地の利子回収求め

団体「かわさき市民
ズマン」(代表幹事
義)弁護士らは、
川崎市などが出資
の支払いを猶予されている

、利子を回収しない
当として、高橋市長
子分の損失補償をす
求める監査請求を行

改善について話し合ふ検討

委員会を発足させた。オン

ブズマンは「利率を2・15

%としても、月約三千三百

万円になる。市は、早急に

利子を回収すべきなのに怠

つた。市長と港湾局長は、

の一部、百八十五億

払いのままとなつて

オンブズマンは昨年

市に金利確定と回収

する監査請求を行つ

た。しかし、

年度中に方針を定め

年五月、権利金の取

なども含めた川崎港

第三セクターの経営

利息分損失補てんを

かわさき市民 オンブズマン 住民監査を請求

AZ 土地権利の金

正な管理を怠つたものであ
るとして、市民団体「かわ
さき市民オンブズマン」(代
表幹事 梶原義)弁護士らは

かわさき「アズ」市は請求を

金185億円の利息回収
を市が怠つていること
で、市民団体「かわさき

市

民オンブズマン」(代表

・梶原義)弁護士らは

28日、利息分の損失補て
んを市に求めるよう市監

査委員に措置請求した。

市

民オンブズマン」(代表

・梶原義)弁護士らは

2001/06/28

川崎市監査委員殿

川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子 802

「かわさき市民オンブズマン」

代表幹事

篠原義士

代表幹事

江口武正

事務局長

清水芳治

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求書



1. 請求の趣旨（主張の事実）

- 1.1 川崎市（以下甲とする）は平成7年3月29日付にて、「かわさきファズ株式会社（以下乙とする）」と川崎市市有地（川崎区東扇島所在10ヘクタール）につき普通財産貸付契約を締結した。
- 1.2 同契約書第8条で乙が甲に支払うべき権利金は金205億1千万円（平成8年4月1日付で225億円余と変更）と定め、同第9条第1項で権利金の納入は6、7年度で40億円とし、残額は同条2項で投下資本に係わる長期借入金の返済完了年次の翌年次から支払うものと定めた。また同条3項で権利金の残額の支払方法ならびに残額に対する利率及び支払方法については、甲・乙協議の上別に定めるとした。
- 1.3 平成12年の乙についての本市の個別外部監査請求において、川崎市が選任した外部監査人より「土地権利金残金の支払い方法と、権利金の残金に対する利息相当額については、普通財産貸付契約書上甲乙協議の上別に定めるとあるが、甲と乙の間で何らの取り決めもなされておらず、契約内容あるいはその協議等の対応が十分とは云えない。契約書に従い、支払方法等について早急に取り決めを行い、利息相当額については債権として確定させるべきである。」と明確に指摘された。
- 1.4 平成12年9月25日に我々は監査請求を行い「監査委員に対し、川崎市長及び関係職員をして、権利金残額の受け入れ方法及び未収利息の額を確定し、かつ延滞利息を含め乙から回収する手続きを平成12年11月末日迄に行う」事を求めた。
- 1.5 平成13年4月12日の市議会市民委員会で甲は乙との土地権利金残額の支払方法などに関する協議について先送りしたことを発表した。

1/2



「結論出ず」棄却

市民オンブズマンの請求

しながら結論を先延ばししたことに対する問題としている。

弁する市からの天下りが一人でもいれば、意見が一致せずすべて結論が出ないと、いふことになってしまふ。

B、市議二人、弁護士の計
四人がメンバー。
(川崎支局・佐藤 浩幸)

機能不全に陥っているところを改善するのをえない。改善提案など何らかの対策を検討していくべき」と批判している。

監査請求は棄却

「アスの市有地 利用権利金問題」 オンブズマン発表

かわさき市民オンブズマンからの監査請求を棄却した。監査委員の意見が一致しなかつたため、結論を出せなかつたとしている。監査結果によれば、四人ともに監査請求を全面的に認め、残る一人は財産管理を怠つていたとしている。一方で、残額の支払い時刻の定めがないため市に損害が生じているとはいえないとしている。一人は請求を

年三月までにFAZと権利金残額約百八十五億円の金利と返済方法を確定すると同オーナーの篠原義仁代表幹事は「これでは川崎市のように市の意思を代

監査委員は「監査における勧告の決定は、監査委員の合議による。本件に関しては、最終的に意見の一致を

「時代錯誤な判決で、行政
追随主義」などと批判する
声明を発表した。

監査請求は棄却

市町村体かわさき市風
オンブズマン(代表幹事・
原義)弁護士らが、市出
資の第三セクター「かわさ
みどり」とかできなかた
と説明している。オンブズマンは「監査委員制度の威
義が疑問視される」と批判

「オーナーズ」は貰っている市有地の権利金の一郎約百八十五億円と利子回収を怠つてゐるのは不當として、高橋市長らに利息分を損失補償して貰うとしている。また、オーナーズマンは同日、市の用地買収を巡って、オーナーズマンの元代表幹事が市に不動産鑑定書の公開

水で、同オンブズマンは二十七日、「請求が事実上棄却された」と発表した。監査委員は「監査および勧告の決定は、監査委員の口議による。本件に関しては、最終的に意見の一致を

求めた訴訟の控訴審で、東京高裁が、公開を命じた一審判決を取り消し、市の非開示決定を支持する判決を言い渡した」とに関し、「時代錯誤な判決で、行政追随主義」などと批判する声明を発表した。

「合議成立せず」 ファズ住民監査請求

事実上の棄却

川崎市出資の第三セ
タ「かわさきファズ

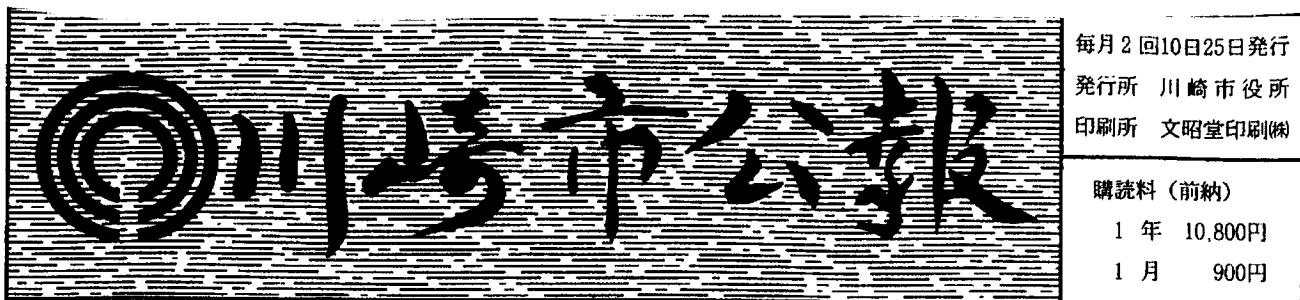
が借りている市有地の
利金185億円の利息

収を市が窓つていると
て、「かわさき市民オ
ブズマン」が今年6月
利息分の損失補てんを

するよう求める監査請求しておいた問題で、市監委員は一日までに請求書を棄却した。

監査結果によると、監査委員4人のうち、利害分を補てんすべだと主張する委員との必要はないとする委員との間で意見が分かれ結論が出ないまま、「議が成立しない」との結果を請求者に伝えた。

「回オントスマ」の権義代表幹事は「監査員制度が正常に機能しない」と強く批判した。住民訴訟の提起にいたるは、「訴えの利害性が高い」と慎重な勢を見せた。



毎月2回10日25日発行

発行所 川崎市役所

印刷所 文昭堂印刷株

購読料（前納）

1年 10,800円

1月 900円

目 次

【監査公表】

- ◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について（第10号） 1

監 査 公 表

13川監公第10号

平成13年8月24日

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置
請求に係る監査の結果について（公表）

平成13年6月28日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、監査の結果を請求人に通知したので、これを公表します。

川崎市監査委員 深瀬松雄
同 三原克己
同 市古映美
同 平子龍夫

13川監第207号
平成13年8月24日

請求人

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 篠原義仁様
代表幹事 江口武正様
事務局長 清水芳治様

川崎市監査委員 深瀬松雄
同 三原克己
同 市古映美
同 平子龍夫

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置
請求に係る監査の結果について（通知）

平成13年6月28日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知しま

す。

【措置請求書】

2001.6.28

川崎市監査委員殿

川崎市川崎区砂子1-10-2
ソシオ砂子802
かわさき市民オンブズマン
代表幹事 篠原義仁
代表幹事 江口武正
事務局長 清水芳治

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求書

1. 請求の趣旨（主張の事実）

- 1.1 川崎市（以下甲とする）は平成7年3月29日付にて、「かわさきファズ株式会社（以下乙とする）」と川崎市市有地（川崎区東扇島所在10ヘクタール）につき普通財産貸付契約を締結した。
- 1.2 同契約書第8条で乙が甲に支払うべき権利金は金205億1千万円（平成8年4月1日付で225億円余と変更）と定め、同第9条第1項で権利金の納入は6,7年度で40億円とし、残額は同条2項で投下資本に係わる長期借入金の返済完了年次の翌年次から支払うものと定めた。また同条3項で権利金の残額の支払方法ならびに残額に付する利率及び支払方法については、甲・乙協議の上別に定めるとした。

- 1.3 平成12年の乙についての本市の個別外部監査請求において、川崎市が選任した外部監査人より「土地権利金残金の支払い方法と、権利金の残金に対する利息相当額について」は、普通財産貸付契約書上甲乙協議の上別に定めるとあるが、甲と乙の間で何らの取り決めもなされておらず、契約内容あるいはその協議等の対応が十分とは云えない。

契約書に従い、支払方法等について早急に取り決めを行い、利息相当額については債権として確定させるべきである。」と明確に指摘された。

1.4 平成12年9月25日に我々は監査請求を行い「監査委員に対し、川崎市長及び関係職員をして、権利金残額の受入れ方法及び未収利息の額を確定し、かつ延滞利息を含め乙から回収する手続きを平成12年11月末日迄に行う」事を求めた。

1.5 平成13年4月11日の市議会市民委員会で甲は乙との土地権利金残額の支払方法などに関する協議について先送りしたことを発表した。

2. 措置請求

我々は監査請求で平成12年11月末日迄に権利金残額の受入れ方法及び未収利息の額を確定し、かつ延滞利息を含め乙から回収する手続きの確立を求めた。

監査委員の回答は年度内(平成13年3月末日迄)に協議を整えることを甲、乙とも了解しており、また監査委員よりも年度内に協議を完了すべきとの強い指示もなされ、年度内に未払利息等が確定するとして我々の請求を棄却した。未だ返済方法及び利率を定めずにいることは市財産の適正な管理を明らかに怠ったものである。

以上の次第で川崎市は権利金残額に付るべき利息の回収を怠っており、平成13年4月1日以降の利息分の損失に限定し、監査委員に対し高橋清川崎市長及び港湾局長をして利息の回収を怠ったことによる損失補填をさせることの勧告を求め本請求を行うものである。

以上

別紙添付書類 新聞記事、かわさき市民オンブズマン「2000年度活動報告資料集」(略)

[監査の結果]

1 請求の受理

本措置請求は、所定の要件を具备しているものと認め、平成13年6月28日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 請求人の陳述

地方自治法(以下「法」という。)第242条第5項の規定に基づき、平成13年7月23日に請求人3名により陳述が行われた。

なお、その際、新たな証拠として「かわさきファス株式会社に関する監査請求関連の経過」1点(略)が提出された。

(2) 監査対象事項

措置請求書の内容及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

『権利金の残額に付する利息については、川崎市(以下「市」という。)とかわさきファス株式会社(以下「会社」という。)との間で、平成13年3月末日までに協議を整えるとしていたが、未だ返済方法及び利率を定めずにいることは市財産の適正な管理を怠ったものであり、川崎市長及び港湾局長をして平成13年4月1日以降の利息分を損失補填させることの勧告をすべきかどうか。』

(3) 関係職員事情聴取

平成13年7月23日に港湾局の関係職員に対し事情聴取を行った。

(4) 監査の期間

平成13年6月29日から平成13年8月24日まで

3 監査の結果

(1) 請求事項に関するこれまでの経過

市が会社に貸付けている市有地の権利金残額に付する利息については、過去2回にわたる住民監査請求で、それぞれ次のとおり述べられている。

まず、平成12年4月21日にかわさき市民オンブズマンから提出された住民監査請求(個別外部監査)においては、個別外部監査人から「権利金の残額に対する利息相当額については、普通財産貸付契約書上甲乙協議の上別に定めるとあるが、川崎市と会社の間で今日まで何らの取り決めもなされておらず、契約内容あるいはその協議等の対応が十分とはいえない。契約書に従い、支払方法等について会社と早急に取り決めを行い、利息相当額については債権として確定させるべきである。」といった意見が述べられている。

また、平成12年9月25日に同じくかわさき市民オンブズマンから提出された住民監査請求では、「川崎市は明らかに権利金残額及び付るべき利息の確定と回収を怠っており、監査委員に対し川崎市長及び関係職員をして、残額の受入れ方法及び未収利息の額を確定し、かつ延滞利息を含め乙から回収する手続きを平成12年11月末日迄に行う事を求める。」といった請求がなされ、この請求に対し、監査委員は、すでに甲乙間で7回にわたる協議が行われており、平成13年3月末日までに協議をまとめることで双方の認識が一致していることが確認できたことから、請求人が主張するように違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとまでは断言できないとして、平成12年11月22日付けで請求を棄却している。

なお、その後も、市と会社の間で協議が行われ、平成13年3月下旬まで、当初の協議から数えると14回にわたる協議が行われたが、平成13年3月末までに権利金の残額に付する利息について、協議をま

とめることができなかった。

このため、市では学識経験者、公認会計士、弁護士、企業診断の専門家などから構成される川崎市港湾関連出資法人検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、専門的な見地から広く意見を聞き、その答申結果を尊重し、平成13年中に協議をまとめるとしている。

(2) 請求人の主張

請求人からは、平成13年7月23日に行われた陳述の中で次のような主張がなされた。

ア 今回が第3回目の監査請求であり、第2回目の請求で平成13年3月末日までに協議をまとめると約束しながら、先送りしたことについては、市長及び港湾局長に責任がある。

イ 現在ファズの社長になっている前港湾局長と現港湾局長が利息の問題を交渉しているなかで、本当に協議はまじめに進むのか。

ウ 第1回目の監査結果が出た平成12年7月14日から、1年かかって検討委員会の設置を決めたということだが、最初からこのような委員会をつくるべきであった。

エ 利息を取るのが常識であり、取らないこと自体怠る事実である。決めた時から即取るべきである。

(3) 市側の主張

市は、権利金の残額に付する利率などについては、普通財産貸付契約において「別に定める」と約定されていることから、市の債権管理を適正に行うため、会社に対し、経営の好転が見込まれると判断できる状況となった平成12年7月7日に第1回目の協議を申し入れ、以降14回にわたる協議を重ねてきた。協議の中で、市は会社に対し、「監査委員から、外部監査人の意見を最大限尊重し、適切な対応を図ることが求められており、先延ばしすることはできない。」、「最終的な双方の意思表示は契約書となる。契約時には、双方の合意により利率等について「別に定める」としたものと認識しており、市としては、利息は発生しており、その率については後日に協議の上で決定するものと解釈している。」といった主張をしている。

しかし、協議を重ねる中で、会社から次のような主張がなされ、結果として、平成13年3月末日までに協議を整えることができなかった。

ア 今後の業績見通しに不透明な部分があり、現時点での利率の設定は経営悪化を招き、また今後の資金計画に影響を及ぼす。資金が回らなくなれば会社は危機的な状況となる。

イ 会社設立前に市が作成した事業計画には利息が

加味されていなかったことなどから、長期借入金返済までの間は利息は発生しないものと考えていた。

ウ 協議が整ったとしても会社が存続できなくなってしまうは困る。権利金等の問題は、今後会社をどうするのかという議論に大きく関わるものであり、その根本的な部分を議論しなくては、この問題は解決できない。

このような会社の主張に対し、市は、この問題は会計処理や法制面など専門的な事項が関わっており、当事者だけで結論を見出だすのは困難であり、専門家の知識が必要であると判断し、学識経験者、公認会計士などから構成される検討委員会を設置し、その答申に基づき協議をまとめたい旨、会社に提案し、会社もこれに合意している。なお、この検討委員会はすでに市長の諮問を受けて調査、検討に入っており、市と会社は当委員会の答申結果を尊重し、平成13年中には協議をまとめることで合意している。

以上のように、市は、平成13年3月31日まで鋭意協議を重ねてきたが、両者の経営状況に対する判断の違いや契約に関する解釈の違いなどから協議をまとめることは至らなかった。しかし、検討委員会を設置し、その答申を尊重して協議をまとめることで、会社と合意していることから、市財産の適正な管理を怠ったものではないと主張している。また、平成7年7月4日の議会答弁で、当時の港湾局長が権利金残額に付する利息について、権利金残額の支払いと同時期より納付されるものであると答弁していることから、利息は現時点において支払時期に達しておらず、市に損失は発生していないと主張している。

(4) 監査結果

法第242条第6項の規定では、住民監査請求による監査及び勧告についての決定は、監査委員の合議によるものとするとされている。

本件については、請求を受理して以降、慎重に審議を重ねてきたが、最終的に意見の一一致をみることができず、監査委員の合議が整わなかった。

したがって、本措置請求に対する監査の結果については、決定し得なかったものとする。

なお、参考までに、監査委員の主な意見は以下のとおりであった。

ア 請求に理由がないとする意見

法第242条の財産の管理を怠る事実とは、平成12年11月22日付けの住民監査請求監査の結果通知でも述べているとおり、地方公共団体の有する財産の管理についての執行機関又は職員の懈怠又は不作為の状態をいうものと解している。

請求人が主張しているとおり、前回の監査において、権利金の残額に対する利息について、平成13年3月末日までに協議を整えるとしておきながら、結果として協議が整わなかったことは、極めて遺憾であるが、関係職員からの事情聴取及び証拠資料として提出された14回にわたる協議の摘録等を見る限りにおいては、市は利率を定めることにより財産としての利息債権を適正に管理することを強く主張しており、早期に利率を定めることを会社に求めていたことがうかがえる。その後、市は、前述のとおり、当事者間での協議がまとまらないと判断し、専門家による検討委員会を設置して、その答申結果をもって協議を整えようとしている。なお、両者の協議については、平成13年中に検討委員会の答申に基づき協議をまとめる旨、市長及び会社社長名で合意書を取り交わしていることを確認した。このような点を考慮すると、市に懈怠又は不作為の状態があったとは判断しにくいところである。よって、法第242条第1項の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があったとは認められない。

また、請求人は、川崎市長及び港湾局長をして平成13年4月1日以降の利息分の損失補填を求めており、上記のとおり違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があったとは認められないことから、現時点では市に損害が生じているとはいえない。よって、損害を補填させることの勧告をする必要はないものと考える。

なお、今後は平成13年末までの4か月余の中で、検討委員会の答申結果を受けて速やかに協議を整えるよう万全を期されたい。

イ 請求に理由があるとする意見

平成13年3月末日までに協議を整えると約束しておきながら協議を整えなかったわけであるから、明らかに怠る事実があるといえる。

よって、協議が整っていれば収納できるはずの平成13年4月1日以降の利息が市のこうむった損害であり、請求人が主張するようにその損害を補填させることの勧告をすべきである。

ウ 請求に一部理由があるとする意見

(ア) 市と会社の平成13年3月末日までに協議をまとめるとの合意は、両者を拘束するのみならず、その実現は両者の当監査委員に対する責務である。

(イ) 市は、会社の主張を受けて協議が整わなかった理由を述べる説明するが、新たに発生した予見し難い事実ではなく、普通財産貸付契約以前に存

在した事実や、本件合意当時既に判明しあるいは存在した事実を主張するものである。

(ウ) また、協議が整わなかった理由として、利息の会計帳簿における計上は会社の決算書での債務や損失の増加を意味し、金融機関からの資金調達が困難となると主張する。主張のとおり金融機関からの資金調達が困難となることはありうるであろうが、同時に借地権の計上金額や利息額の如何にもよるが、場合によっては商法の計算規定の問題もありうるだろう。なお、取引金融機関は、本件問題については会社の決算書の説明や市公報で既に承知済みであり、協議が整わなかった理由とは認め難い。

(エ) 更に検討委員会の答申結果について、尊重するというのみで、具体的な保証がない。

(オ) 市と会社との14回にわたる協議及びその後の検討委員会の設置など、市が協議をまとめようとした努力は認められるが、結果として、平成13年3月末日までに協議を整えることができなかつたことは、怠る事実があると判断せざるを得ない。

(カ) しかしながら、損害の補填については、普通財産貸付契約第9条には「権利金残額に対する利率及び支払方法は別に定める」として、利息の支払時期については具体的に定めておらず、別途協議になっている。支払時期の定めがありこれを徴収しないときは損害補填を認めるべきであろうが、本件は第9条の解釈問題であり、支払時期の定めがなく、また違法不当に免除した事実もないのであるから、請求人が主張するように直ちに市に損害が生じているとはいえない。このため、損害を補填させることの勧告をする必要はないものと判断する。

不振川崎市の3セクKCT

01.9.14

クレーンが銀行担保に

竹間市議追及

川崎市の第三セクター「KCT」が所有する基が銀行の担保に押さえられ、川崎港コンテナターミナルで運営する「門型クレーン」は、現在も運営していることが分かりました。

市検討委 答申 累積赤字は40億円

「発上会と検討を」

2001.8.30

経営悪化の三セクKCT

川崎市出資の港湾開発第三セクターの運営見直しを検討した「市港湾開発事業者」(以下阿部幸夫市長)が答申を提出しました。コンテナ取扱量の見込みが伸び悩むことから、川崎市議会に対し、「第3セクター方式の继续は困難」として、発上会と検討すべきだとした。

KCTは、コンテナ船から下ろした積み荷を、厳しい状況にあり、好転の見込みは限りなく低いとの認識を示し、新規開拓を始めた。しかし、下ろした積み荷を、たな方式を検討する余地があるとした。

一方、ファズは臨港物流施設で、市有地の借地料185億円と利子の支払いのめどがたっていなかった。しかしながら、資本金のうち50%を程に伸び悩み、約40億円の累積赤字を抱えている。

答申は、「運営が非常に

コンテナ取扱量が目標を大きく下回ったことか

ら、五月末の株主総会で協調融資団から新たな担

いました。日本共産党の竹間幸一市議団長が、十二日の市議会代表質問で取り上げました。

コンテナ取扱量が目標を大きく下回ったことか

ら、五月末の株主総会で協調融資団から新たな担

保要請があり、譲渡担保契約に至ったもの。製造損失が累積して、自己資金は実質的になくなり、上げました。

コンテナ取扱量が目標を大きく下回ったことか

ら、五月末の株主総会で協調融資団から新たな担

いました。日本共産党の竹間幸一市議団長が、十二日の市議会代表質問で取り上げました。

コンテナ取扱量が目標を大きく下回ったことか

ら、五月末の株主総会で協調融資団から新たな担

保要請があり、譲渡担保契約に至ったもの。製造損失が累積して、自己資金は実質的になくなり、上げました。

コンテナ取扱量が目標を大きく下回ったことか

ら、五月末の株主総会で協調融資団から新たな担

は完了していません。

KCTは、「財務安定性がこの上なく悪く、企

業として存続しているの

が不思議なくらい」(竹

間氏)です。川崎市が存

続させる意思があるた

め、銀行が融資をしてい

ますが、それでも短期の

借り入れしか認めしない

ため、長期投資を短期資

本が必然だと、三つ

の第三セクターの処理計画を即刻開始すべきだ」と問いただしました。

竹間氏は、ファズについてもアント料値上げが必然だと、三つ

の第三セクターの処理計画を即刻開始すべきだ」と問いただしました。

竹間氏は、ファズにつ

いてもアント料値上げが必然だと、三つ

の第三セクターの処理計画を即刻開始すべきだ」と問いただしました。

竹間氏は、ファズにつ

いてもアント料値上げが必然だと、三つ

の第三セクターの処理計画を即刻開始すべきだ」と問いただしました。

委員会は同日の記者会見で、KCTの存続に對し「今のままでは将来がない」などと否定的な認識を示した。ただ、コンテナターミナル事業は必要との認識は示した。答申を受けた阿部市長の判断が今後の焦点となる。

息放棄がのぞましい」と

した。

委員会は同日の記者会

見で、KCTの存続に

対し「今のままでは将来がない」などと否定的な認識を示した。ただ、コンテナターミナル事業は必要との認識は示した。答申を受けた阿部市長の判断が今後の焦点となる。

息放棄がのぞましい」と

した。

委員会は同日の記者会

見で、KCTの存続に對し「今のままでは将来がない」などと否定的な認識を示した。ただ、コンテナターミナル事業は必要との認識は示した。答申を受けた阿部市長の判断が今後の焦点となる。

息放棄がのぞましい」と

した。

委員会は同日の記者会

見で、KCTの存続に對し「今のままでは将来がない」などと否定的な認識を示した。ただ、コンテナターミナル事業は必要との認識は示した。答申を受けた阿部市長の判断が今後の焦点となる。

息放棄がのぞましい」と

した。

委員会は同日の記者会

胡日2.15

KCTの存続決定

大幅な債務超過に陥り、経営危機となつている川崎市第三セクタ「かわさき港コンテナターミナル（KCT）」（資本金約6億円）の臨

時取締役会が14日に開かれ、存続が決まった。新年度の取り扱い貨物量は

大幅に減る見通しだが、清算すれば地元港湾業界に与える影響が大きいと

ている。設立以来、赤字が続き、00年度末の累積赤字は49億6千万円。

KCT、役員・報酬削減

損益
計画

経営難に陥つてゐる川崎市の第三セクター「かわさき港」、「テナターミナル（KOT）」は存続

が決まったことを受け
て、役員数や報酬の削減
などを柱とした今年度の
損益計画をまとめ、5日
関係者に説明した。

部孝夫川崎市長も営業活動に参加する。

市は港湾使用料の半額減額や大型クレーンの使用料を免除するなど支援しているが、新たに

説明によると、これまで19人だった役員数を半分近くまで減らし、各株主から出向している役員の報酬も大幅に減らす。また、東京都や川崎、横浜両市の荷役業者6社で行ってきた荷揚げ作業を、市内の4社に絞り、深夜営業を強化する。阿

3千万円まで減らすといふ。同社は「減価償却前の損益が初めて黒字になる」としている。しかし、新しい経営態勢の詳細な説明はなかった。

だ。追加支援はしない方針

七
一

新体制は役員数半減

新体制は役員数半減 KCT 収支見通しなど公表

川崎市第三セクター・かわさき港コンテナターミナル（略称・KCT、鈴木祐夫社長）は五日、同市内に本社して、港湾運送業者を主とする十九人から半減さるなどの合理化に取り組むほか、二〇〇二年度の債務前利益を約一千三百万円混入していることによって、(FAZ)の青木茂夫社長が取締役会長を兼務、非常勤取締役に瀬瀬武市港湾局長、監査役に近藤竜雄工又て、(FAZ)の青木茂夫社長が取締役会長を兼任するなど、組織改編を行なった。

のホーリーで満開の伊藤義者を招いて新体制発足に際しての説明・報告会を開き、六月の株主総会までに役員数三セクのかわさきファズ役員体制を一新し、同じ計画を明らかにした。川崎港をコンテナ対応型物流拠点とするため、F.A.物語になつた。

乙との一體的な運営を目指すほか取締役数も半分程度減らし、意思決定の迅速化のため、中期目標として「上を目指す」などと述べてある。

市港湾局の担当者による報告会で筆頭株主として、荷役会社を従来の六社から化を図る。荷役体制面では、KCTの〇一年度末の報告会で筆頭株主として、荷役会社を従来の六社から

四社に再編、二十四時間即応体制を整える。
累積赤字額は約五十三億三千円となる見込み。
は「臨海部の活性化は市再生に向けた最大の課題。工

の貨物取扱量（実績速報）は一千四百三十九トンで、前年同期比は二十一・一%減となりました。時取締役会で社長に就任した東洋埠頭常務の川崎赳氏によると、埠頭としての構組みだけでは変革に対応できない。KCTが民間主導の会社としての運営が求められる。埠頭としての構組みだけでは変革に対応できない。KCTが民間主導の会社としての運営が求められる。

て約三万九千三百個で、当期損益は約三億七千万円、運協会会长の鈴木氏があいさつ。

資金繰りの目安となる償却前損益も八千六百万円のそれ損失を見込んでいた。〇二年度は約二万六千個、当期損益は一億九千万円で、KCTは言わば肥満児として生まれた。今後はダイエットし、スリム化を図らねばならない。合理化に努め、低コスト体制にして生き残る。KCTの業績向上への協力を呼び掛けた。

読売 11.30

かわさき
ファズ

市は利息の放棄者

川崎港にある川崎市の第三セクターについて経営手法などを協議してきた高橋清前市長の私的諮問機関・市港湾関連出資法人検討委員会(委員長=細野助博・中央大教授)が29日、阿部孝夫市長に経営改善策などを答申した。「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」に関しては、三セク方式での事業継続に疑問を呈し、会社の存廃も含めて新たな運営手法を検討すべきだとした。「かわさきファズ」に関しては経営安定のため、支払いが猶予されている市有地の権利金の利息を市が放棄することが望ましい、と指摘した。

3セク検討委が答申

川崎港の市三セクはKCT、ファズ、川崎臨港倉庫の三社。委員会で議論の中心になつたのは、コンテナ船からの荷さばき施設であるKCTと、輸入品の保管・加工・販売施設であるファズの両社。

両社は、昨年度決算で計約八十億円の累積赤字を抱え、経営改善が急務となつてゐる。

答申はKCTについて「運営が非常に厳しく、経済金

オンブズマン――

「責任所在明確に」

融環境や同社の収益構造から判断して好転の見込みは限りなく低い。三セクという方式も、川崎港の潜在力を十分に引き出せていない」と指摘。

民間の資金やノウハウを公共事業に生かすPFIなど新たな運営方法を検討する」とが望ましい、と指摘した。

ファズについては「川崎と関連のなかつた大手商社や物流関連企業が参画するなど川崎港に新しい流れを生んでお

一方、KCTとファズは整った運営方法を検討する」と主張してきました。市民団体「かわさき市

民オンブズマン」の篠原義理・清算すべきだと主張して

仁弁護士は「市は、多額の税金をつき込んで事業を推進してきた。市幹部などの責任の所在を明確にすべきだ」と批判している。

委員会は今年五月に設置され、弁護士、公認会計士ら五人で計五回の検討委員会と四回の運営会議を重ねた。

KCT

運営手法を見直し

り、営業ベースは黒字を実現している」などと一定程度の評価を下した。

しかし、事実上支払いの見通しが立たない市有地の権利金百八十五億円の利息は、

同社の資金収支に及ぼす影響が大きいため、港湾政策の重要性を勘案すると市が利息の回収を放棄することが最も、と判断した。

答申を受け、市港湾局は「早急に対応を検討し、方針を決定したい」としている。

市出資の三セク

総額103億円超 KCT・ファズで8割

川崎市が25%以上出資している第三セクター9社のうち、7社が80年度末、総額約103億9千万円の累積赤字を抱えていたことが、市行政システム推進室のまとめで明らかになった。前年度より10億円以上増えた。そのに、うち2社は、80年度だけでも赤字だった。

支援受けても実らず

字が続いた。「かわさきファズ」も00年度から市

から借りている市有地の
地代の免除、固定資産税
の半額減免という支援策

を受けたが、99年度に続

いて当期赤字を出した。

市は両社の再建築を探
るため、外部の有識者に

よる委員会を設け、01年
11月、KCTは「廃止を
含めた検討」を、ファズ
市長に答申した。

うちの1つの「川崎冷
蔵庫」に対し、市は冷蔵庫
の保守費用などで01年度
の補助金を計上した。これ
は、市の保有する大型ク
ラウスの使用料免除など
の支援を受けながらも、取
扱量の減少などで当期赤
字を抱えている。市は「北部市場の
信頼性」、「川崎球場」に
は今後の補助金を出

いないが、市は「打開策
は個々に判断する」とし
て、補助の可能性を否定
していない。

川崎地下街」、「川崎市場
信用」、「川崎球場」に
は今後の補助金を出

9社中7社が赤字

最も累積赤字が多い
のは、市が51%出資す
る川崎区東扇島のコンテ
ナ貨物基地運営会社「か
わさき港コンテナターミ
ナル（KCT）」で、約
49億6千万円を計上し
た。続いで、同所で物流
施設を運営する市32%出
資の「かわさきファズ」
で、約30億5千万円以上
を計上した。両社で全体の8割
を占めた。

特にKCTは00年度が
特異で、01年度が
市有地権利金185億
円の利廃除を阿部孝夫
市長に答申した。

市は両社の再建築を探
るため、外部の有識者に
よる委員会を設け、01年
11月、KCTは「廃止を
含めた検討」を、ファズ
市長に答申した。

しかし、今回の7社の
うちの1つの「川崎冷
蔵庫」に対し、市は冷蔵庫
の保守費用などで01年度
の補助金を計上した。これ
は、市の保有する大型ク
ラウスの使用料免除など
の支援を受けながらも、取
扱量の減少などで当期赤
字を抱えている。市は「北部市場の
信頼性」、「川崎球場」に
は今後の補助金を出

る内容の覚書を結び、今
年3月市議会で議決を求
める予定だ。

市行政システム推進室
は「一般的に第三セクタ
ーを市が支援することは
公共性を考えると難しい
が、両社は市営ふ頭を利

用している点で公益性が
高いと判断し、支援に
踏み切った」としてい
る。

冷蔵庫を管理している会
社なので、公益性はある
と説明している。

さのじ残りの4社「か
わさき市民放送」と「川
崎地下街」、「川崎市場
信用」、「川崎球場」に
は今後の補助金を出

不動産鑑定書

非公開は適法

土守子定地の不動姿

貴い」に決定地の不動産鑑定書を非公開とした川崎市長の決定に対し、市民団体「かわさき市民オンブズマン」が取り消しを求めた訴訟の控訴審で、東京高裁は二十二日、請求を認め敗訴の判決を言い渡した。

住民側は、一九九七年に
発覚した同市川崎区殿町の
市有地払い下げをめぐる任
職事件に絡み、市側がこの
土地を自動車会社から不正
な高額で購入する密約が桂
ばれていたとして、九八年
十二月、不動産鑑定書の八分

汚職事件は当時の市建設局次長の実刑判決が確定。問題の土地は別の業者が買い取り、マンションが建設されている。

決後の記者会見で、「今回
の訴訟は、市有地払い下げ
をめぐる汚職事件の構造を
明らかにするための情報公
開請求。根深い前提がある
にもかかわらず、敗訴とな
ったのにはがっかりしてい
る」と話した。二十三日に
弁護団やメンバーと協議し

長は一鑑定書の公開は交渉の長期化や売買契約の不成

開を請求。しかし同市が非公開としたため提訴した。

「敗訴にがっかり」

て、上告するかどうかを決めるという。側の主張が理解されたとえる」とコメントした。

一方、高橋清市長は「市

川崎市買収予定 不動産の鑑定書

非公開は適法

東京高裁 原告側が逆転敗訴

川崎市が買い取る予定の土地の不動産鑑定書を非公開としたのは違法として、「かわさき市民オブズマン」のメンバーが市長を相手取った訴訟で、東京高裁は22日、公開を命じた横浜地裁判決を

取り消し、原告敗訴の逆転判決を言い渡した。魚住庸夫裁判長は「鑑定評価額が明らかになると、ほかの買収予定地の所有者が評価に不満を抱き、交渉の長期化や売買不成立など、行政事務に支障

「川崎総販」の地権者
に代替地として提供する
ため、自動車メーカーが
買い取りを予定していく
た。買収予定価格が異常
に高額なことなどから、
問題の土地は、高速道
が生じる」と判断した。

オシップスマン側が鑑定書の公開を求めていた。

た理由について一市有地を建設会社社長に格安で売ったため、差額を自動車メーカーに上乗せする必要があった。その穴埋めとして、メーカーが所有する問題の土地を高値で購入する『密約』があ

「オンブズマン側の大降司弁護士は「時代感覚から離れた判決。税金を使う買い物が適正価格なのか、ガラス張りであるべきだ」と話した。

1 3 23

声 明

1 8月22日、東京高等裁判所は、いすゞ高専跡地鑑定書情報公開訴訟において、不当にも一審判決を屈して「鑑定書の公開は交渉の長期化や売買契約の不成立という行政事務の支障を生じさせる」との理由を付して、「不動産鑑定書の非公開は適法」とする判決を言渡した。

本年4月から情報公開法が施行され、従前の条例による情報公開に加え、国民の知る権利を保証する道すじは拡大、強化されるに至った。8・22判決は、この近時の動向に水をさし、国民の基本的人権の行使を狭めた、時代錯誤的な判決で厳しく批判されなければならない。

ちなみに、固定資産税課税上の土地評価に関する不動産鑑定上の評価調書や土地取得に係る情報の公開については一部否定例はあるものの、近年に至り地裁レベルを中心公開を命じる判決が増えつづけている。8・22判決は、この流れに逆行し、国民の要求に背を向け民主主義に挑戦する内容となっている。

2 ましてや、本件鑑定書は、通常の鑑定書と異なり、1997年10月に発覚した川崎縦貫道建設に関する、市有地払下汚職事件にからんで川崎市がいすゞ自動車から不当な高額で購入する密約を結び、その密約の基礎として作成された、特異、特殊な鑑定書となっている。一審横浜地裁は、市有地払下汚職事件の住民訴訟も担当し、十二分に事件の本質と鑑定書の性質を理解した上で、本件は「土地の買上げの予約が成立した後に公開請求されており、公開しても買上げの影響はない」と判断して、原告勝訴の判決を言渡した。

しかし、8・22判決は、こうした事件の本質を一顧だにせず、逆転判決を言渡したもので、「行政に弱い司法の体質」、行政追隨主義の姿勢を露わに示すところとなっている。

6月12日、司法改革審は、わが国の司法改革に係る最終意見書を公表した。今、わが国では、この意見書とも関連して「国民のための司法改革」が叫ばれ、行政訴訟、住民訴訟での社会常識とかけ離れた判決、裁判所の姿勢に国民的批判が集中している。

8・22判決は、こうした司法改革の視点からみても厳しく糾弾される必要がある。

3 他方、いすゞ高専跡地は、市有地払下汚職事件に係る住民訴訟を通じてのかわさき市民オンブズマンの追求、取組みのなかで、川崎市といすゞ自動車の密約は、実行に移す

ことは不可能となり、ついに川崎市において不正な買上げを断念し、その結果、いすゞ自動車は、本年3月に民間会社に売却し、川崎市の実損害の発生、すなわち税金ムダ遣いは事前に差止められるに至った。

これは、税金のムダ遣いを監視し、追求しつづけてきた、かわさき市民オンブズマンの勝利といってよい。

さらに、川崎市は、かわさき市民オンブズマンの申入行動に対し、市有地払下汚職事件住民訴訟に関し2・7高裁判決に基づいて、汚職企業である三田工業株式会社に、原状回復請求を行うべく検討を進め、今秋にもそのメドをたてると言明するに至った。

但し、川崎市の従前の姿勢からして、川崎市が本当に原状回復請求を行うか否かは予断を許さず、オンブズマンとしては新たな監査請求、住民訴訟の展開も視野に入れて、ひきつづき川崎市政に監視の眼を光らせることが重要となっている。

4 以上の認識のもとに、かわさき市民オンブズマンは、8・22高裁判決の不当性を糾弾しつつ、いすゞ高専跡地問題が汚職の構造を明らかにする上では、隔靴搔痒の憾があるとはいえ、実質勝利のうちに終息したこと、三田工業への原状回復請求の監視行動が重要であることに鑑み、本件判決の上告手続は採らないこととした。

しかし、行政の民主化、透明化のためには情報公開は必須であり、かわさき市民オブズマンとしては「開かれた行政」をめざしてひきつづき奮闘し、三田工業への原状回復のための闘いを強化してゆくことを決意して、右声明とするものである。

平成13年)8月23日(木曜日) 12版 社会 [26]

(東京) 非開示支持の逆転判決

川崎市の不動産鑑定書公開訴訟

東京高裁

川崎市の用地買収をめぐって、市民団体「かわさき市民オンブズマン」が同市に不動産鑑定書の公開を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁の魚住庸夫裁判長は二十二日、公開を命じた一審判決を取り消し、市の非開示決定を支持する逆転判決を言い渡した。

魚住裁判長は判決理由で「鑑定書の公開で土地評価額が明らかになる」と、ほかの地権者が価格に不満を持ち、ほかの用地買収で交渉長期化や契約不成立を招く恐れがある」と述べた。

この裁判は、一九九七年に発覚した市有地払い下げをめぐる川崎市幹部の汚職事件を機に、オンブズマン側が、市が買収を計画した同市川崎区の民間企業所有地の鑑定書の公開を求めて提訴。二審の横浜地裁は公開を命じ市側が控訴した。オンブズマン側は「市は鑑定

価格を住民に説明する事務がある。上告について検討したいとしている。

平成13年(行コ)第9号 公文書非公開処分取消請求控訴事件(原審・横浜地方裁判所平成11年(行ウ)第21号)

平成13年4月23日口頭弁論終結

判 決

川崎市川崎区宮本町1番地

控訴人	川高石立山柴江	崎橋津花元山崎	市長清廣一百真	長司介樹巖司
訴訟代理人弁護士				
指定代理人				

川崎市多摩区東三田2丁目4番6号

被控訴人	奥篠渡大森	田原辺川田	久仁美隆	夫仁美司明
訴訟代理人弁護士				

主 文

- 原判決中控訴人に関する部分を取り消す。
- 被控訴人の請求を棄却する。
- 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。



(二) 本件鑑定書中における不動産鑑定士の印影部分が、本件条例第7条第1項第2号に該当するものであることは争う。

第三 当裁判所の判断

一 建設大臣から公団に対し高速川崎縦貫線の都市計画事業承認がなされ、現在、川崎市内において用地取得及び道路建設工事が行われていること、その支援策及び用地買収に伴う住民の生活再建策として、川崎市において、別途土地を取得し、上記事業用地の地権者に対し代替地を提供する業務を行っていること、川崎市がいすゞ自動車から同社所有の本件土地を上記代替地として買い受けるための交渉がなされ、本件鑑定書が作成されるに至った経緯、川崎市が代替地を取得するに当たっての取得価格の決定方法等については、原判決「事実及び理由」欄中の「第三争点についての当裁判所の判断」一2（原判決23頁5行目から同29頁1行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決23頁10行目の「平成11年1月末現在」を「平成13年3月末現在」に、同11行目の「約80パーセント」を「約83パーセント」に、同12行目の「28・6ヘクタール」を「29・8ヘクタール」にそれぞれ改める。）。

二 そこで、まず、本件鑑定書が公開された場合における、近隣地権者の価格折衝の難航による代替地取得事務の支障の有無（争点1、原判決「事実及び理由」第二、三1(一)）について検討する。

1(一) 乙12及び原審証人富澤信雄の証言によると、公共事業の施行に伴って生活の基盤を失う地権者（被補償者）が代替地の取得を希望

するときは、所有地の隣接地又は近隣の土地を要望することが多く、また、取得金額、建物の建築条件（用途地域、建ぺい率、容積率など）、最寄りの交通機関の駅や商店街、市役所等公共施設への近接性、環境条件等について様々な要望が出され、更に、店舗・事務所・工場等の経営者の場合には、これらに加えて、得意先や関連工場等との近接性、流通経路の確保等についての希望条件が提示されるのが通常であるが、住居、事業所等の密集している川崎市の市域においては、これらの要望や希望条件に適した代替地の範囲は自ずと限定されるし、特定の土地を代替地として要望されることもあること、したがって、川崎市の実施する代替地取得事務にあっては、その対象地がどの土地であってもよいというものではなく、市の提示する取得価格に相手方が応じず、当該土地を代替地として取得できなければ、結局、被補償者との関係において必要とされる代替地を取得することができなくなり、それができるとしても、別の代替用地の探索や、新たな代替用地についての被補償者との再交渉及び代替用地所有者との買収交渉等に時間を要し、代替用地取得業務に大幅な遅れが生じることになり、それがひいては公共事業の施行や被補償者の生活再建の遅れにつながることが認められる。

(二) 乙12及び原審証人富澤信雄の証言によると、川崎市が上記代替地をその所有者から買い取る場合の価格は、前記引用に係る原判決認定のとおり、不動産鑑定士の鑑定評価を資料に、同市の代替地取得・処分委員会において決定されるが、その金額は、結果的に（同

委員会における買収価格の審査・決定に当たっては、不動産鑑定士の鑑定評価額、近傍類地の取引価格、公共事業の取引価格、地価公示価格、県基準値の標準価格等が考慮されるが、不動産鑑定士の鑑定評価額自体が、近傍類地の取引価格等のその他の要素を総合的に考慮して得られた価格であるため)、鑑定評価額と同額に定められることが通常であること、そして、代替地の所有者との買受け交渉に当たっては、原則として、上記のとおり決定された金額を増減させることができないものとされ(例外として、鑑定後の年数の経過により再度鑑定評価した場合には金額の変更があり得る。)、決定された金額を前提に、川崎市の交渉担当者が専ら説得に努めることにより売買契約を成立させるものであること(代替地の取得については土地収用法の適用がないため、あくまでも任意の売買契約を締結するしかない。)、その際、買受対象地、その他近隣の買受地の価格に関する鑑定評価書を呈示することはしていないことが認められる。

(三) また、乙12及び原審証人富澤信雄の証言によると、川崎市による代替地の買受けは、専ら買主である川崎市側の要請によるものであることから、土地所有者側が当初からそれに積極的に応じることは期待できず、常に相当の日数をかけての粘り強い説得を要すること、土地所有者としては、最終的に売却に応じるにしても、例外なく、できる限りの高額による売買を希望するものであることもまた認められる。

(四) 他方、土地の適正な価格の把握は必ずしも容易ではなく、その価格は、それぞれの土地の所在地、道路との近接状況、公共交通機関を利用するに当たっての利便性、土地の面積・形状・間口・奥行き、付近の土地の利用状況及び取引状況等の諸要因によって、各土地ごとに異なるものであり、同一の土地であっても、評価の時点によつて左右されるものであることは顕著な事実である。

2 以上のような事情に鑑みると、川崎市が公共事業用地の地権者に代替地を提供するための用地買収の継続中に、他の既買収地あるいは買収交渉中若しくは買収交渉が行われたもののそれが不成立に終わった他の土地の鑑定評価額が明らかにされると、未買収地の所有者が、既買収地若しくは他の土地と自己所有地の価格評価要因の違い、評価時点の違い等を正しく認識しないまま、自己所有地の買受申出額に対する疑問、不満を抱くことは大いにあり得ることである。また、代替用地として、所有者の異なる一定範囲の土地を買い受けようとする場合に、買受け対象地の全部又は一部の土地価格に関する鑑定書が公開されるならば、それによって、買受け対象地の各所有者に対し、自己所有地と他の買受け対象地との間の買受申出額ないし鑑定評価額との差異、各土地ごとの価格形成要因についての評価の違い等が具体的に明らかにされることになるため、その差異等の理由を正しく認識することなく、自己所有地の買受け価格に対する疑問、不満を持つ土地所有者が生じるおそれがあることは否定できない。そして、これらの場合に、公開された鑑定書に対抗するため、土地所有者が、自己に有利な

価格を適正な価格であるとする私的な鑑定書を提出し、それを基に価格交渉を進めようとしても考えられるところである。

これに対し、市側としては、前記1(ニ)のとおり、交渉の打開策として買受け価格を上積みすることが实际上不可能であり、仮に私的な鑑定書が提出されたとしても、なお従前の買受け提示額により説得を続ける以外にないことから、交渉が大幅に長引き、場合によっては代替地の売買契約が成立するまでに至らない事態もあり得るというべきである。

そうしてみると、上記のいずれの場合においても、鑑定書の公開は、結局、代替地の買受け交渉の長期化あるいは売買契約の不成立という行政事務の支障を生じさせるおそれがあるものと認めざるを得ない。

そうすると、本件鑑定書の公開は、川崎市が今後川崎縦貫線事業用地の代替地とするため買い受けることとなる土地について、上記のような事態を発生させるおそれがあるものといわざるを得ないから、本件鑑定書は、本件条例第7条第1項第3号イにおける、「交渉の方針」についての市の「事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの」に該当し、控訴人においてその公開を拒むことができるものというべきである。

3(一) これに対し、原判決は、土地の鑑定書が公開されても、その近隣地の地権者が、土地ごとの個別要因の差異を無視して高額の買取りを主張する等の非合理な対応に固執するとは考え難い旨を判示し、

また、被控訴人は、上記のような非合理的な対応をする所有者がいたとしても、そのことが、代替地の買収事務全体の公正・適正な執行を妨げるおそれをもたらすとはいえず、市民の「知る権利」を保障するという情報公開制度の趣旨からみて、本件鑑定書を非公開とするに足りるだけの合理的理由になるものではないと主張する。

しかしながら、前記1(三)のとおり、代替用地の所有者は、その買収に応じなければならない義務がある訳ではなく、自らの必要により土地を売却するものでない以上、より高額での売買を希望することはむしろ当然というべきであって、それを一概に非合理的な対応と評するのは相当でないし、その所有者が近隣地の鑑定評価書の開示を受けた場合、常に、土地ごとの個別の差異を了解、納得し、自己所有地の価格について自己に有利な主張をしない、あるいはこれに固執することはないと断定することは困難であり、その主張により、前記2のとおり、買収交渉の長期化等が予想される以上、上記鑑定書の公開により、代替地の買受け事務の公正・適正な執行に支障が生じるおそれがあるというべきである。

更に、本件鑑定書のような、代替地として買受けの対象にされた土地価格の鑑定書の公開に比べて、代替地の買受け事務に対する支障のおそれが、その重要度において劣るものとは必ずしもいえないから、本件鑑定書を非公開とすることに合理的理由がないとともに相当でない。

なお、本件における情報の開示請求権は、本件条例の制定に基づ

いて認められた権利と解されるから、本件条例における情報の非開示事由も第7条第1項の文言に即して解釈されるべきであり、これを、当審における被控訴人の主張1のように、個人のプライバシーを保護する必要がある場合等に限定して解すべき理由はない。

(二) また、被控訴人は、本件鑑定書の公開により、代替地の買受けに手間取ったり、買受けが失敗に終わる等の事態が生じたとしても、もともと代替地の買受け事務においては、そのような結果が生じることは予想されていることであるから、本件鑑定書を非公開とするだけの支障に当たるものではない旨主張する。

しかしながら、代替地の買受けについては、土地収用法の適用がないための制約があるとしても、代替地の買受け事務自体、公共事業の施行に付随する重要な業務というべきであることは前記(一)のとおりであるから、その事務に対する影響を考慮することなく、本件鑑定書の公開を常に優先させるべきものとすることは妥当でない。

(三) 更に、被控訴人は、川崎縦貫線事業のⅡ期区間工事については、建設省（現国土交通省）道路局長から事実上中止する旨の発言がなされたほか、同事業のⅠ期区間工事も、現在、事業の継続が見直されている段階にあるから、本件土地の近傍に早急に代替地を必要とする事情がなくなったものであり、また、現在、Ⅰ期区間工事における未買収地の地権者とも価格交渉の余地がないから、本件鑑定書を公開しても同事業の代替地取得事務に影響がない旨主張する。

しかしながら、乙27、28、29の1・2、30、31の1・

2及び弁論の全趣旨によると、川崎縦貫線事業のⅠ期区間工事、Ⅱ期区間工事とも現段階において中止が決定された事実はなく、更に今後の事業続行が予定されていること、Ⅰ期区間工事の未買収地の地権者ともなお交渉の余地が残されていることが窺われるから、本件鑑定書の公開による代替地の買受け事務に対する支障がなくなつたと認めることはできない。

(四) 更にまた、被控訴人は、本件鑑定書が作成された時期が平成9年3月4日以前であり、今後、川崎市において代替地の買受け交渉を継続する場合には新たな鑑定評価を要するはずであるから、本件鑑定書を公開することについて支障がなくなったと主張する。

しかしながら、本件鑑定書が、本件土地の平成9年3月以前の時点における評価を記載したものであるとしても、評価時点以外の各評価要因が、他の代替地の買受け価格を検討する際に影響を及ぼすおそれがあることは前記2のとおりであるから、本件鑑定書の公開による支障が消滅したと解することはできない。

(五) 被控訴人は、本件鑑定書の公開と川崎市による代替地の買受け交渉の遅延との間には因果関係がないとも主張するが、前記2のとおり、その間に因果関係があることは明らかであるから、上記主張は失当である。

(六) 被控訴人は、川崎市が、別件訴訟での調査嘱託において、同市の公社保有地の取得価格をすべて公開し、そのことにより支障が生じていない旨を回答しているとも主張するが、弁論の全趣旨によると、

川崎市の上記回答に係る公開事例は、物件の所在地、金額等が本件鑑定書に記載された内容ほど具体的なものではなく、事業用地の買収が終了している事例も多いこと等が窺われるから、上記回答がなされたことをもって、本件鑑定書の公開により代替地の買受け事務に支障が生じない理由とすることはできない。

4 以上のとおり、本件鑑定書は公開しないことが許されるべきであるが、同鑑定書は、その性質上、内容が相互に関連した一体的なものであり、その一部を区分して公開するのに適さないものと解されるから、一部に限って公開する余地もないものというべきである。

三 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、本件鑑定書を非公開とした本件決定は適法というべきであり、被控訴人の本訴請求は理由がないものといわざるを得ない。

第四 よって、本件控訴は理由があるから、これと異なる原判決を取り消し、被控訴人の本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法第7条、民事訴訟法第67条第2項、第61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 魚住庸夫

説をり 10.25

弁護士報酬 3500万

求め市を提訴

市民オンブズマン

かわさき市民オンブズマン
（代表幹事・篠原義仁弁護士ら）

は、元川崎市用地

部長の市有地払い下げ汚職

事件をめぐり、払い下げを

受けた会社を相手取り土地

の所有権移転登記の抹消な

どを求めた住民訴訟で事實

上勝訴したことを受け、市

に弁護士報酬として約三千

五百万円を肩代わりするよ

う求める訴えを二十四日ま

でに、横浜地裁川崎支部に

起きた。

訴状などによると、地方

自治法上、住民訴訟で勝訴

した住民側は、訴訟にかか

つた弁護士報酬を市に支払

うよう請求できることが定められている。オンブズマ

ン側は、同法に基づき請求し紛議調停に臨んだが、勝訴で市側が得る利益の算定

方法をめぐり意見が食い違

い、報酬額の開きが出たため提訴に踏み切った。

川崎市建設局は「法律に基づいて妥当な金額を支払う用意はある。詳しくは訴

状を見ていないのでコメントできない」としている。

仁井護士らは二十四日ま

でに、川崎市を相手取って

同住民訴訟の弁護士費用相

当額三千五百五十三万円の

支払いを求める住民訴訟を

横浜地裁川崎支部に起こし

た。

訴状によれば、同オンブ

ズマンは一九九七年十二

月、川崎区の市有地払い下

げは贈収賄によって成立し

た不当な契約として、払い

下けを受けた土木会社を相

手取り、所有権移転登記の

抹消などを求めた住民訴訟

を横浜地裁に起こした。一

審、二審とも「公序良俗に

反して無効」とする判決が

下り、土木会社も上告を断

念して判決が確定した。

しかし、住民訴訟の被代

位者である川崎市は訴訟に

よって四億五千万元を超える経済的利益を得たにもかかわらず、原告側に所定の弁護士費用を支払っていないとして弁護士費用を支払うよう訴えた。

これに対し、同市は「土地を買戻しても経済的利益がない」として、弁護士費用は「利益が算定

弁護士費用の支払い求める

川崎市にオンブズマン

汚職事件に絡む市有地払

い下げは無効とする住民訴

訟の控訴審判決をめぐり、

原告のかわさき市民オンブ

ズマン（代表幹事・篠原義

東より 10.25

住民訴訟で勝訴

市民オンブズマン

かわさき市民オンブズマン
（代表幹事・篠原義仁）

は二十四日までに、住

民訴訟を代位して勝訴し

た成功報酬として、川崎

市を相手に、三千五百五

十三万円の請求訴訟を地

裁川崎支部に起こした。

オンブズマン側は、一

九九六年の市有地払い下

げに関し贈収賄事件が絡

んだとして、原状回復な

どを求めて横浜地裁に提

訴。九八年の一審、二〇〇不能の際の規定から算

出出した約百八十万円と主張。提訴については「訴

買無効を認定したため、オンブズマン側は「市の

回復する土地所有権が事

件の経済的利益」とし

て、当時の払い下げ代金

約四億六千万円を基に成

功報酬三千五百五十三万

円を算出して支払いを同

市に求めていたが、調停

も不発に終わったことか

ら提訴に踏み切った。

これに対し、市は「土

地を買戻す対価を支払わねばならず、経済的利益は差し引きゼロ」とし

て、報酬は「利益が算定

状を見ていないので、現段階では「メントでましい」と話している。

要 請 書

川崎市長

阿 部 孝 夫 殿

2001年11月29日

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802号

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁

同 江 口 武 正



初登庁後、早速ご奮闘のことと推察いたします。そのご奮闘に対し、心から敬意を表します。

① さて、かわさき市民オンブズマンは地方自治体と地方議会の民主化と財政の健全化を図ることを目的として市民の立場から活動を推進し、とりわけ税金のムダ遣いの追及、違法、不当な財産管理について情報公開制度の活用、住民監査請求の申立、住民訴訟の提起を3本の柱に旺盛な取組みを行なってきました。

② 私たちは、この活動のなかで川崎縦貫道汚職事件に係る原状回復請求の住民監査請求・住民訴訟、南伊豆保養所用地買受差止に係る住民監査請求・住民訴訟、第三セクター、とりわけF A Z・K C Tの経営悪化に係る数次の住民監査請求を体験し、従前の高橋市政の下での誤った行政施策の展開を批判し、その指摘の多くは裁判所の判決で、あるいは外部監査を含む監査結果で認定されるところとなりました。

そこで、私たちは、高橋市政から阿部市政にバトンがタッチされたこの時期に新市長として以下の点について早急に具体的方針を立て、速やかに市政の歪みをただすよう要請する次第です。

要請項目

1. 川崎縦貫道三田工業汚職事件

- (1) 横浜地方裁判所判決を基礎に言渡された東京高等裁判所判決（2001年2月7日）に基づき、三田工業株式会社に対し、直ちに判決主文に従った原状回復請求を行なうこと。

このことは、民事訴訟法115条1項2号（確定判決の効力が及ぶ者の範囲。既判力の規定）、行政事件訴訟法33条（確定判決の拘束力）の趣旨に照らし、当然のことであり、また、地方自治体として贈収賄という汚職に基づく土地払下契約を容認しないことを明らかにするためにも必須であり、買戻（引換給付金）に係る予算措置を速やかに講じ原状回復措置を行なうべきと考えます。

- (2) 同訴訟の地方自治法242号の2第7項に基づく弁護士報酬請求訴訟について適切に対処すること。

高橋市長の時期において、私たちは円満な交渉に基づく解決を要請しましたが、川崎市によって拒否されるところとなり、2001年10月22日に本件提訴が行なわれました。新市長のもとで円満解決の方向性をさぐることは必然のことと考えます。

2. 南伊豆保養所用地買受差止住民訴訟

東京高等裁判所の判決（言渡期日、2002年2月6日）を待つまでもなく、年内において川崎市議会その他の場で川崎土地開発公社から南伊豆保養所用地の買受はしないことを明らかにし、同裁判の全面解決を図ること。

横浜地方裁判所は、2001年5月16日に原告全面勝利判決を言渡し、これを不服として川崎市が高橋市政の下で東京高等裁判所に控訴手続を取りました。しかし、東京高裁の審理は、たった2回で結審し、判決言渡期日が2002年2月6日に指定されました。一、二審を通じての審理からして、判決の帰趨は明白となっています。

高橋市政下における税金のムダ遣い、財政の硬直化・不健全化を糾す意味で、新市政下での南伊豆保養所の買受中止は必然のことと考えます。

3. 第3セクター、KCT、FAZの処理

- (1) KCTの悪化した営業実態が明らかとなった現在、最大の出資者である川崎

市としてKCTの整理、清算手続の決断をすること。

KCTの営業実態は、住民監査請求のなかで明らかとなり、その後の財団法人「政治経済研究所」の経営分析でも再建不能であると結論づけられています。

従って、これ以上の財政赤字を生み出さないためにもKCTの整理、清算は一刻も猶予をおくことなく早期に実施されるべきものと考えます。

- (2) FAZはKCTと一体のものであり、FAZ法の目的を逸脱した経営実態のなかで赤字経営が余儀なくされている以上、KCTにつづき、最大の出資者である川崎市としてFAZの整理、清算手続の決断をすること。

FAZ法（平成4年3月31日制定）の目的に照らすと現状のかわさきFAZ株式会社は、その目的から大きく逸脱した経営実態となっています。外部監査人の報告をうけた住民監査請求の結果でも、「大変厳しい経営実態」、「その原因は甘い経営見通しに起因する点も大きい」「市として適切な経営指導を強化すべき」と現状を指摘され、「今後の採算の見通しが不透明」とされています。その上、権利金にかかる課題は、高橋市政のもとでその解決が先送りされ、その解決策が明示されないままとなっています。しかし、権利金問題の解明があっても、FAZ法の目的を逸脱した経営実態の改善と将来における採算の見通しが見込めない以上、KCTと一緒にFAZについてもその整理、清算が図られるべきと考えます。

- ③ 私たちは、市民の目線から前述した活動を推進してきたものとして阿部新市長に対し、上記要請項目について誠実な回答を行なうよう申入れます。

同時に、この問題につき、阿部新市長と親しくご面会し、懇談ができるよう下記のとおりその要請を行なう次第です。

記

1. とき 年内
2. 時間 2時間メド
3. 場所 貴職会議室
4. 内容
 - (1) 本要請書の内容について
 - (2) 川崎市民オンブズマン制度の改廃について



川総秘第315号

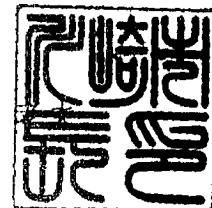
平成13年12月27日

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁 様

同 江口 武正 様

川崎市長 阿部



要請書について（回答）

平成12年11月29日付けで要請のありましたことについて、別紙のとおり回答します。

回 答 書

【要請項目1】 川崎縦貫道三田工業汚職事件

(1) 横浜地方裁判所判決を基礎に言渡された東京高等裁判所判決（2001年2月7日）に基づき、三田工業株式会社に対し、直ちに判決主文に従った現状回復請求を行うこと。

このことは、民事訴訟法115条1項2号（確定判決の効力が及ぶ者の範囲既判力の規定）、行政事件訴訟法33条（確定判決の拘束力）の趣旨に照らし、当然のことであり、また、地方自治体として贈収賄という汚職に基づく土地払下契約を容認しないことを明らかにするためにも必須であり、買戻（引換給付金）に係る予算措置を速やかに講じ現状回復措置を行うべきと考えます。

【回 答】

川崎縦貫道路事業に伴う用地取得に関して贈収賄事件が発生しましたことは、市民の方々の行政に対する信頼を大きく裏切るものであり、決して許されることではありません。

判決に基づき引換給付により土地を取得することは、予算措置をはじめとして解決しなければならない課題が多く、現在 判断を含め検討をしているところでございます。

【要請項目1】 川崎縦貫道三田工業汚職事件

(2) 同訴訟の地方自治法242条の2第7項に基づく弁護士報酬請求訴訟について適切に対処すること。

高橋市長の時期において、私たちは円満な交渉に基づく解決を要請しましたが川崎市によって、拒否されるところとなり、2001年10月22日に本件提訴が行われました。新市長のもとで円満解決の方向性をさぐることは必然のことと考えます。

【回 答】

弁護士報酬の件につきましては、本市の考え方を十分訴訟の場で主張をし、判決の行方を見守りたいと考えております。

【要請項目2】 南伊豆保養所用地買受差止住民訴訟

東京高等裁判所の判決（言渡期日、2002年2月6日）を待つまでもなく、年内において川崎市議会その他の場で川崎土地開発公社から南伊豆保養所用地の買受はしないことを明らかにし、同裁判の全面的解決を図ること。

横浜地方裁判所は、2001年5月16日に原告全面勝利判決を宣渡し、これを不服として川崎市が高橋市政の下で東京高等裁判所に控訴手続を取りました。しかし、東京高裁の審理は、たった2回で結審し、判決宣渡期日が2002年2月6日に指定されました。一、二審を通じての審理からして、判決の帰趨は明白となっています。

高橋市政下における税金のムダ遣い、財政の硬直化・不健全化を糾す意味で、新市政下での南伊豆保養所の買受中止は必然のことと考えます。

【回 答】

南伊豆町市民利用施設事業用地につきましては、現在、東京高等裁判所で用地取得額について訴訟を行なっております、これまでに本市としての正当性を法廷の場で主張してきたところでございます。

今後につきましては、控訴審の判決が平成14年2月6日に予定されておりますので、判決内容を精査しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

3 第3セクター KCT、FAZの処理

本市では、港湾を取り巻く環境の変化や、今日的な第3セクターの状況などを的確に把握するため、学識経験者や弁護士、公認会計士からなる「川崎市港湾関連出資法人検討委員会」を設置し、高度で専門的な立場から様々なご討議をいただき、このたび答申をいただいたところでございます。

答申では、川崎港コンテナターミナル及びファズ事業の両事業は、様々な効果をもたらしており、公益性は高いとされているものの、その事業主体であるKCTについては、運営が非常に厳しく好転の見込みは低く、抜本的な検討が必要とされております。

また、かわさきファズ株式会社については、ファズ事業の運営主体としての高い公益性と存在意義を認め、権利金残額に係る利息については放棄することが最も賢明な選択であると結論付けております。

本市といいたしましては、この答申を最大限尊重したいと考えておりますので、今後、関係者と十分協議を行い適切に対応してまいりたいと考えております。

第6回全国情報公開度ランキング採点基準

首長 交際費	30 点	交際相手情報	☆ 30点 相手方の個人名まで全面公開	病気見舞いの個人名まで原則開示
			★ 25点 一部の個人名のみ非公開	病気見舞いは一部非開示
			◎ 20点 非個人の公開+個人名のほとんどが公開	病気見舞い以外の個人名はすべて開示
			○ 15点 非個人の公開+個人名の一部の公開	個人は相手により開示、一部非開示
			△ 10点 非個人の公開+個人名の非公開	法人・団体名のみ開示
			▲ 5点 非個人の一部の公開（個人一部公開も含む）	法人・団体名も一部非開示
			× 0点 全面非公開	
議会 旅費	30 点	観察旅費	☆ 30点 詳細な企画書（視察先）及び選定過程（旅行社）のわかる文書の存在と公開	
			★ 25点 詳細な企画書（視察先）はあるが選定過程（旅行社）を欠くもの	
			◎ 20点 選定過程はわかるが詳細な企画書がないもの	
			○ 15点 企画書があるが具体性がない	
			△ 10点 会計文書、報告書の存在と公開	
			▲ 5点 会計文書のみの存在と公開	
			× 0点 全面非公開（不受理、不存在、非公開を含む）	
県警 （都道府県） へ 都 道 府 県 協 会 委 託 費	30 点	交通 安全 協 会 委 託 費	☆ 30点 支出の内訳を開示するか、もしくは積算根拠の説明文がある	
			★ 25点 積算根拠（明細の数字）までわかる	
			◎ 20点 積算項目の名称・金額がわかるとともに、その執行結果の件数内訳等が公開される	
			○ 15点 積算項目の名称・金額がわかる	
			△ 10点 委託の業務ごとの総額がわかる	
			▲ 5点 総額のみ開示	
			× 0点 全面非公開（不受理、不存在、非公開を含む）	
意思 形成 過程	20 点	会議	◎ 20点 発言内容ないし議事の過程がわかる	会議に至る意思形成過程の会議等の議事録でも可
			○ 15点 議事の結果及び資料の公開	
			△ 10点 議事の結果または資料の一方のみ公開	
			× 0点 全面非公開	議事録及び資料を作成していない
制度 運用 状況	30 点	コピー代	☆ 30点 一枚1円～10円	
			△ 10点 一枚11円～20円	
			× 0点 一枚21円以上	
失格	開 賃 手 数 料	都道府県	東京都	
		政令都市	千葉市、北九州市	

合計	140点	(政令都市および一般参加は110点)	
----	------	--------------------	--

〔表1〕 都道府県総合ランキング

総合順位	前回順位	自治体名	官長順位	官長得点	議会得点	警察得点	府議得点	榜示度得点計	コピー代	制度適用得点	総合点	百点満点	前回得点	昨年比較
1	1	富士県	30	30	15	30	20	95	10	30	125	89	61	28
1	3	愛媛県	15	25	30	30	10	95	10	30	125	69	53	36
3	10	大阪府	10	25	20	25	20	90	10	30	120	85	43	42
4	3	岩手県	30	30	15	15	15	75	10	30	105	75	53	22
4	3	長野県	15	25	15	15	20	75	10	30	105	75	53	22
6	2	北海道	30	30	15	25	20	90	15	10	100	71	55	16
6	8	秋田県	20	25	15	10	20	70	10	30	100	71	46	25
6	11	沖縄県	30	30	15	10	15	70	10	30	100	71	40	31
6	17	愛知県	20	20	15	25	10	70	10	30	100	71	34	37
6	20	埼玉県	20	20	15	25	10	70	10	30	100	71	30	41
11	3	三重県	25	25	15	10	15	65	10	30	95	67	53	14
11	13	神奈川県	20	20	15	15	15	65	10	30	95	67	36	31
11	20	滋賀県	20	20	15	30	20	85	20	10	95	67	30	37
14	27	徳島県	0	25	15	0	20	60	10	30	90	64	26	38
14	34	大分県	5	25	15	10	10	60	10	30	90	64	20	44
16	11	鳥取県	30	30	15	10	20	75	20	10	85	60	40	20
16	32	群馬県	5	10	25	0	20	55	10	30	85	60	23	37
18	3	高知県	25	25	15	15	15	70	20	10	80	57	53	4
18	13	岐阜県	5	15	15	0	20	50	10	30	80	57	36	21
18	13	香川県	0	25	15	15	15	70	20	10	80	57	36	21
18	27	京都府	15	15	15	10	10	50	10	30	80	57	26	31
18	38	石川県	0	5	15	10	20	50	10	30	80	57	16	41
23	18	熊本県	30	30	15	10	10	65	20	10	75	53	33	20
23	20	栃木県	20	20	15	20	10	65	20	10	75	53	30	23
23	27	千葉県	0	25	0	10	10	45	10	30	75	53	26	27
23	38	静岡県	0	5	15	10	15	45	10	30	75	53	16	37
23	41	島根県	5	15	15	25	10	65	20	10	75	53	13	40
28	32	福井県	10	15	15	0	10	40	10	30	70	50	23	27
29	8	兵庫県	20	25	15	0	15	55	20	10	65	46	46	0
29	13	青森県	25	25	15	0	15	55	20	10	65	46	36	10
29	20	和歌山县	20	15	15	15	10	55	20	10	65	46	30	16
29	20	山口県	25	30	15	0	10	55	20	10	65	46	30	16
29	27	福島県	15	15	10	0	10	35	10	30	65	46	26	20
29	27	山梨県	0	5	15	25	10	55	20	10	65	46	26	20
29	34	茨城県	0	5	15	25	10	55	20	10	65	46	20	26
36	20	山形県	15	5	15	10	15	45	20	10	55	39	30	9
37	18	岡山県	30	30	0	0	10	40	20	10	50	35	33	2
37	34	鹿児島県	0	5	20	0	15	40	20	10	50	35	20	15
37	42	福岡県	0	5	15	10	10	40	20	10	50	35	11	24
40	20	長崎県	15	15	0	10	10	35	20	10	45	32	30	2
41	34	新潟県	15	15	5	10	10	40	30	0	40	28	20	8
42	46	広島県	0	15	0	0	10	25	20	10	35	25	6	19
43	43	富山県	0	5	0	10	10	25	30	0	25	17	10	7
43	43	佐賀県	0	0	15	0	10	25	30	0	25	17	10	7
45	38	養老県	0	0	10	0	0	10	20	10	20	14	16	-2
45	43	宮崎県	0	0	0	0	10	10	20	10	20	14	10	4
失格	失格	東京都	25	25	15	5	10	55	20	10	65	46	43	3

(表2) 都道府県開示度ランキング

開示度順位	自治体名	首長得点	議会得点	監査得点	府議得点	開示度得点計
1	宮城県	30	15	30	20	95
1	愛媛県	25	30	30	10	95
3	大阪府	25	20	25	20	90
3	北海道	30	15	25	20	90
5	滋賀県	20	15	30	20	85
6	岩手県	30	15	15	15	75
6	長野県	25	15	15	20	75
6	鳥取県	30	15	10	20	75
9	秋田県	25	15	10	20	70
9	沖縄県	30	15	10	15	70
9	愛知県	20	15	25	10	70
9	埼玉県	20	15	25	10	70
9	高知県	25	15	15	15	70
9	香川県	25	15	15	15	70
15	三重県	25	15	10	15	65
15	神奈川県	20	15	15	15	65
15	熊本県	30	15	10	10	65
15	栃木県	20	15	20	10	65
15	島根県	15	15	25	10	65
20	徳島県	25	15	0	20	60
20	大分県	25	15	10	10	60
22	群馬県	10	25	0	20	55
22	兵庫県	25	15	0	15	55
22	青森県	25	15	0	15	55
22	和歌山県	15	15	15	10	55
22	山口県	30	15	0	10	55
22	山梨県	5	15	25	10	55
22	茨城県	5	15	25	10	55
22	東京都	25	15	5	10	55
30	岐阜県	15	15	0	20	50
30	京都府	15	15	10	10	50
30	石川県	5	15	10	20	50
33	千葉県	25	0	10	10	45
33	静岡県	5	15	10	15	45
33	山形県	5	15	10	15	45
36	福井県	15	15	0	10	40
36	岡山県	30	0	0	10	40
36	鹿児島県	5	20	0	15	40
36	福岡県	5	15	10	10	40
36	新潟県	15	5	10	10	40
41	福島県	15	10	0	10	35
41	長崎県	15	0	10	10	35
43	広島県	15	0	0	10	25
43	富山県	5	0	10	10	25
43	佐賀県	0	15	0	10	25
46	奈良県	0	10	0	0	10
46	宮崎県	0	0	0	10	10

(表3) 都道府県項目別ランキング

<首長交際費>

順位	自治体名	得点
1	宮城県	30
1	岩手県	30
1	北海道	30
1	沖縄県	30
1	鳥取県	30
1	熊本県	30
1	山口県	30
1	岡山県	30
9	愛媛県	25
9	大阪府	25
9	長野県	25
9	秋田県	25
9	三重県	25
9	徳島県	25
9	大分県	25
9	高知県	25
9	香川県	25
9	千葉県	25
9	兵庫県	25
9	青森県	25
9	東京都	25
22	愛知県	20
22	埼玉県	20
22	神奈川県	20
22	滋賀県	20
22	栃木県	20
27	岐阜県	15
27	京都府	15
27	鳥取県	15
27	高知県	15
27	岐阜県	15
27	香川県	15
27	京都府	15
27	福井県	15
27	和歌山県	15
27	福島県	15
27	長崎県	15
27	新潟県	15
27	広島県	15
36	群馬県	10
37	石川県	5
37	静岡県	5
37	山梨県	5
37	茨城県	5
37	山形県	5
37	鹿児島県	5
37	福岡県	5
37	富山県	5
45	佐賀県	0
45	奈良県	0
45	宮崎県	0

<贈金>

順位	自治体名	得点
1	愛媛県	30
2	群馬県	25
3	大阪府	20
3	鹿児島県	20
5	宮城県	15
5	岩手県	15
5	長野県	15
5	北海道	15
5	秋田県	15
5	沖縄県	15
5	愛知県	15
5	埼玉県	15
5	三重県	15
5	神奈川県	15
5	滋賀県	15
5	徳島県	15
5	大分県	15
5	鳥取県	15
5	高知県	15
5	岐阜県	15
5	香川県	15
5	京都府	15
5	石川県	15
5	熊本県	15
5	栃木県	15
5	静岡県	15
5	鳥根県	15
5	福井県	15
5	兵庫県	15
5	青森県	15
5	和歌山県	15
5	福島県	15
5	山口県	15
5	山梨県	15
5	茨城県	15
5	山形県	15
39	福島県	10
39	奈良県	10
41	新潟県	5
42	千葉県	0
42	岡山県	0
42	長崎県	0
42	広島県	0
42	富山県	0
42	宮崎県	0

<警察>

順位	自治体名	得点
1	宮城県	30
1	愛媛県	30
1	滋賀県	30
4	大阪府	25
4	北海道	25
4	愛知県	25
4	埼玉県	25
4	島根県	25
4	山梨県	25
4	茨城県	25
11	栃木県	20
12	岩手県	15
12	長野県	15
12	神奈川県	15
12	高知県	15
12	香川県	15
12	和歌山県	15
18	秋田県	10
18	沖縄県	10
18	三重県	10
18	大分県	10
18	鳥取県	10
18	京都府	10
18	石川県	10
18	熊本県	10
18	千葉県	10
18	静岡県	10
18	山形県	10
18	福岡県	10
18	長崎県	10
18	新潟県	10
18	富山県	10
33	東京都	5
34	徳島県	0
34	群馬県	0
34	岐阜県	0
34	福井県	0
34	兵庫県	0
34	青森県	0
34	山口県	0
34	福島県	0
34	商山県	0
34	鹿児島県	0
34	広島県	0
34	佐賀県	0
34	奈良県	0
34	宮崎県	0

<斤量>

順位	自治体名	得点
1	宮城県	20
1	大阪府	20
1	長野県	20
1	北海道	20
1	秋田県	20
1	滋賀県	20
1	徳島県	20
1	鳥取県	20
1	群馬県	20
1	岐阜県	20
1	石川県	20
12	岩手県	15
12	沖縄県	15
12	三重県	15
12	神奈川県	15
12	高知県	15
12	香川県	15
12	静岡県	15
12	兵庫県	15
12	青森県	15
12	山形県	15
12	鹿児島県	15
23	愛媛県	10
23	愛知県	10
23	埼玉県	10
23	大分県	10
23	京都府	10
23	熊本県	10
23	栃木県	10
23	千葉県	10
23	島根県	10
23	福井県	10
23	和歌山県	10
23	山口県	10
23	福島県	10
23	山梨県	10
23	茨城県	10
23	岡山県	10
23	福岡県	10
23	長崎県	10
23	新潟県	10
23	広島県	10
23	高知県	10
23	佐賀県	10
23	宮崎県	10
23	東京都	10
47	奈良県	0

(表4) 政令指定都市総合ランキング

総合順位	前回順位	自治体名
1	4	神戸市
2	1	札幌市
2	2	名古屋市
2	3	広島市
2	4	川崎市
2	4	仙台市
7	7	横浜市
8	8	京都市
9	9	大阪市
10	10	福岡市
失格	失格	千葉市
失格	失格	北九州市

首長前回
20
20
20
5
15
15
10
5
3
5
0

首長得点	議会得点	庁議得点	開示度得点計
20	15	15	50
20	15	10	45
20	15	10	45
30	15	20	65
15	20	10	45
15	15	15	45
10	15	10	35
5	15	10	30
5	15	0	20
15	5	10	30
5	15	10	30
0	0	10	10

コピーデ	制度適用得点	越含点	百点満点	前回得点	昨年比較
10	30	80	72	37	35
10	30	75	68	54	14
10	30	75	68	50	18
20	10	75	68	41	27
10	30	75	68	37	31
10	30	75	68	37	31
10	30	65	59	30	29
10	30	60	54	29	25
10	30	50	45	23	22
20	10	40	36	21	15
10	30	60	54	41	13
20	10	20	18	13	5

(表5) 政令指定都市開示度ランキング

開示度順位	自治体名	首長得点	議会得点	庁議得点	開示度得点
1	広島市	30	15	20	65
2	神戸市	20	15	15	50
3	札幌市	20	15	10	45
3	名古屋市	20	15	10	45
3	川崎市	15	20	10	45
3	仙台市	15	15	15	45
7	横浜市	10	15	10	35
8	京都市	5	15	10	30
8	福岡市	15	5	10	30
8	千葉市	5	15	10	30
11	大阪市	5	15	0	20
12	北九州市	0	0	10	10

(表6) 政令指定項目別ランキング

<首長交際費>

順位	自治体名	得点
1	広島市	30
2	神戸市	20
2	札幌市	20
2	名古屋市	20
5	川崎市	15
5	仙台市	15
5	福岡市	15
8	横浜市	10
9	京都市	5
9	大阪市	5
9	千葉市	5
12	北九州市	0

<議会>

順位	自治体名	得点
1	川崎市	20
2	神戸市	15
2	札幌市	15
2	名古屋市	15
2	広島市	15
2	仙台市	15
2	横浜市	15
2	京都市	15
2	大阪市	15
2	千葉市	15
11	福岡市	5
12	北九州市	0

<庁議>

順位	自治体名	得点
1	広島市	20
2	神戸市	15
2	仙台市	15
4	札幌市	10
4	名古屋市	10
4	川崎市	10
4	横浜市	10
4	京都市	10
4	福岡市	10
4	千葉市	10
4	北九州市	10
12	大阪市	0

情報公開度ランキング過去5回の総合順位

第1回

1 宮城
2 沖縄
3 徳島
4 岡山
5 岩手
6 千葉
6 鳥取
8 奈良
8 島根
10 新潟
10 石川
12 福井
12 愛媛
14 北海道
14 次城
16 大阪
16 和歌山
18 神奈川
19 広島
20 福島
20 高知
22 埼玉
22 兵庫
24 滋賀
25 三重
26 青森
26 富山
28 長野
28 京都
30 秋田
31 群馬
32 香川
33 東京
34 鹿児島
35 山口
36 福岡
37 長崎
37 宮崎
39 柏木
40 熊本
41 岐阜
41 愛知
41 大分
44 山梨
45 佐賀
46 静岡
47 山形

第2回

1 北海道
2 沖縄
3 青森
4 宮城
5 岩手
6 高知
7 神奈川
8 新潟
8 徳島
10 和歌山
11 京都
12 鹿児島
13 三重
14 大阪
14 香川
16 奈良
17 福島
18 長野
19 石川
20 次城
21 山梨
22 兵庫
23 滋賀
24 秋田
24 佐賀
26 埼玉
26 福岡
28 山口
29 福井
29 鳥取
31 広島
32 島根
33 富山
34 群馬
35 宮崎
36 千葉
37 熊本
38 岐阜
39 長崎
40 大分
41 柏木
42 愛知
失格 岡山
失格 東京
失格 愛媛
失格 静岡
失格 山形

第3回

1 宮城
2 三重
3 北海道
3 山口
5 青森
6 岩手
7 千葉
8 新潟
9 京都
9 高知
11 沖縄
11 大阪
11 福島
14 神奈川
15 和歌山
15 愛媛
17 徳島
18 滋賀
19 石川
20 奈良
21 広島
22 石川
22 福岡
24 鹿児島
25 山梨
25 佐賀
27 大分
28 香川
29 秋田
29 次城
31 埼玉
32 長野
33 長崎
34 岐阜
35 福井
36 山形
37 島根
38 兵庫
39 熊本
40 富山
41 宮崎
42 群馬
43 柏木
44 愛知
失格 岡山
失格 東京
失格 静岡

第4回

1 宮城
2 北海道
3 三重
4 高知
5 愛知
6 新潟
7 秋田
8 岩手
9 京都
10 愛媛
11 滋賀
12 大阪
13 沖縄
14 青森
14 石川
14 鳥取
17 神奈川
17 岐阜
19 山口
20 岡山
21 埼玉
22 福島
23 和歌山
23 徳島
25 兵庫
25 長崎
25 熊本
28 群馬
28 鹿児島
30 千葉
31 大分
32 島根
33 香川
34 新潟
34 鹿児島
34 大分
34 次城
38 福岡
38 佐賀
40 福井
41 長野
42 宮崎
43 山梨
44 富山
失格 東京
失格 山形
失格 静岡

第5回

1 宮城
2 北海道
3 三重
3 高知
3 岩手
3 愛媛
3 長野
8 秋田
8 兵庫
10 大阪
11 沖縄
11 鳥取
13 青森
13 神奈川
13 岐阜
13 香川
17 愛知
18 岡山
18 熊本
20 滋賀
20 山口
20 埼玉
20 和歌山
20 長崎
20 柏木
20 山形
27 京都
27 福島
27 徳島
27 千葉
27 山梨
32 群馬
32 福井
34 大分
34 次城
38 石川
38 奈良
38 静岡
41 島根
42 福岡
43 佐賀
43 宮崎
43 富山
46 広島
失格 東京

*第一回ランキング調査では、閲覧手数料を失格とする評価をしていない。

**山形：第二回ランキングの失格は、条例未施行による。

また、第4回の失格は、コピーデザイン型の閲覧手数料も失格としたため。